

第2章 東南海地震の被害と救済

第1節 三重県の被害・救済

1 日記・体験記に見る地震・津波の発生状況

(1) 伊勢湾地域の地震発生時の状況

各種資料によって、三重県各地の地震発生時の状況をうかがってみたい。しかし、当時の資料が多数保存されているわけではない。今回は、個人の日記や当時の児童作文、さらに体験記などに注目してみた。

三重県における東南海地震は、熊野灘沿岸の津波被害が激しいが、それに入る前に伊勢湾に面した津市や四日市市の地震発生当時の状況を見てみる。まず、当時津市に在住された主婦の日記^{注1}があり、地震当日の様子を下記のように綴っている。

(激震一時三十六分) 十二月七日晴 震源地遠州灘

……………一時半強い地震がやってくる。母とあわて、やっとの事で表へ飛び出した。庭の石灯ろうが倒れるし戸も倒れ、一時はどうなる事かと思った。五分位でおさまったが、余震があり、それにすっかりおびえてしまって家の中へ参らず表でうろうろした。夕方になってあわて、ぼつぼつと片づけにかゝる。全く壁はおちているし、家がかたいでしまって、ひどい事(に脱)になった。夜は電気がつかず早々休む。中々ねむれなかった。

また、翌日の日記にも「昨夜は一寸もねむれなかった。度々余震もあった。」と見られ、余震が何日も続いた。12月14日の日記に「地震から一週間目、毎日余震におびやかされる。今日も十時すぎやってくる。本当に地震は恐ろしいものだ」とある。さらに、16日の日記欄外に「十一時十分すぎ又地震がゆった」、26日にも「十二時前地震があった」と、余震のことが繰り返し記されている。

次に、関口精一氏がまとめられた『熊野の大津波—敗戦直前の東南海地震—』^{注2}にも三重工業株式会社津工場(旧東洋紡績津工場)社員の日記が収録されている。それによれば、図書室で本の整理を行っていて地震に遭遇し、以下のように書き留めている。

……東西の激しい水平動、がたがたと揺れ出し、立ちも歩きも出来ない。……階段は身もだえるように揺れ近付けない。婦人たちは泣き叫ぶ。大丈夫と叫びながら倒れる本箱を両手で押さえるにせい一杯。レンガの厚い壁一面に亀裂が入り、土煙の中でギョッギョッと鳴る。遠い本棚は全部倒れた。……工場の中心に建つ八角の大煙突は崩れて山をなし、どの建物も腰の高さに大きな裂け目。……走って帰宅。道路はひび割れ。倒れた工場のレン

ガが一面に道を塞ぐ。その下に人はと大勢がレンガをどけている。……

7日の日記はまだまだ続き、「電力、電話止まる。古い木造の岩田橋崩壊」とあり、翌8日の日記には余震のことや「津波警戒の声」がしきりであったことが記されている。特に地震から10日経った17日の日記には、「今日1時から2時までの間に津波襲来のデマ流れ、工場も社宅も大騒動。5工作では主任が全員を地下室に避難させた。酸欠はともかく本当に津波が来たらと非難ごうごう。夕方社員10人程度流言飛語で警察に逮捕される。末期的現象」とあり、災害時の社会の混乱状況をうかがえる。なお、この『熊野の大津波―敗戦直前の東南海地震―』には、三重工業内の被害写真も7枚掲載されており、日記に記された状況がよくわかる。

津市内の様子は当時の日記から見ることはできたが、四日市市関係の日記資料は入手していない。しかし、2000（平成12）年発行の『二十世紀の自然災害 記録と145の証言』には東南海地震に関する体験記がいくつも収録されており、その状況を知ることができる。うち、富田の東洋紡績工場で勤労挺身隊として働いていた人の体験記^{注3}の一部を掲げてみる。

……二時になるのを時計とにらみっこで、後何分と織機工場の騒音の中で立ち働いていた。と、その時下から突き上げるような大振動に一瞬空襲かと思って受け持っていた機械を止めた。其の直後工場内の機械は一斉に止まったが、大きな揺れが立っていられない程に続いた。地震だ。……どの位の時が過ぎたであろうか。三、四人の男子工が入って来て、工場全体が大被害で特に紡績工場（煉瓦建）は崩壊して死傷者も出たとの事、不安感は益々募った。……空襲と錯覚して防空壕に飛び込み壕の崩壊で圧死したものなどなど、女子工員ばかり十名死亡した。……

このようにして、四日市及び富田警察署管内で22名の死者があった。防空壕への飛び込みが死に至ったという意味では、戦時下の悲劇であった。また、同書には当時東洋一であった石原産業の大煙突が3分の1折れたことを記述している人が多く、三重県の人たちに強烈な印象を与えたようで、戦後も東南海地震被害の象徴として語られてきた。

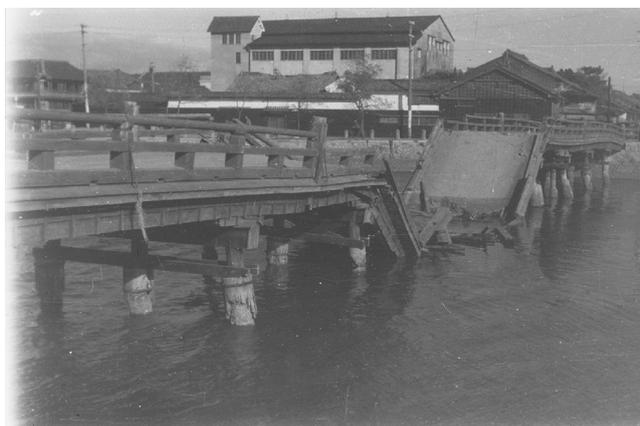


写真2-1 津市内（岩田橋）（太田金典氏撮影提供）

（2）熊野灘沿岸の津波襲来とその対応

三重県における被害は、地震直接の被害もさることながら、志摩半島から熊野灘にかけての海岸部で起こった津波による被害が甚大であった。前出の『二十世紀の自然災害 記録と145の証言』には、当時軍役で志摩半島の沿岸構築に派遣されていた人の体験記^{注4}も掲載されており、津波襲来時の浜辺の様子がわかるので一部引用する。

……ある日、食料の買い付けのため……荷車に甘藷、米、野菜等々を積み、海岸よりの道を帰営すべく歩いて来たところ、近くの物置小屋の扉が「ガタゴト ガタゴト」と音がし、扉が開き揺れていた。何だろう？と思って近くの海を見ると、今まで道の下まで来ていた波が沖合い遙か数百米まで引き、魚がおどり、海底まで干し上っている。驚いていると、山の上で農作業をしていた人が「兵隊さん危ないから早く山に登りなさい」と大声で叫び、「早く早く」と急き立てられ、慌てて山に登ると、沖合いの方から幾つも大波が打ち返す様に、次々押し寄せて来るのが望見され、これが「津波」であることを知った。……

これは甲賀村（現志摩市）の様子で、津波が来る前の状況を端的にあらわしている。

次に、大きな津波被害のあった度会郡吉津村（現南伊勢町、旧南島町）の様子を見てみよう。1944（昭和19）年12月11日時点で当時の警防課が作成した「津浪災害地帯町村別被害一覧表」によれば、吉津村で死者33名・行方不明者3名があり、尾鷲町に次いで被害者が多かった。また、隣の島津村（同）でも26名の死者が見られた。1985（昭和60）年4月発行の『南島町史』では、地震・津波の概略や被害統計が掲載され、「津波海難慰霊碑」の紹介もなされた。それによれば、吉津村の地震被害は「四～五軒の家屋で壁に亀裂が入った程度」で、島津村も「地震による直接の被害はほとんどなかった」とあるが、津波による被害は甚大であった。2000（平成12）年に発行された『忘れない！あの日の大津波－東南海地震体験記録－』は、当時の吉津村国民学校児童の作文を中心としたもので、津波の状況がよくわかる。その例として、初等科3年生の作文^{注5}の一部を掲げる。

僕は習字をしておりますと、きょうしつがみしみしとゆってきまして、先生は地震ですから外へ出なさいといわれましたので、すぐ外へとび出ました。運動場へ出てはまだゆっていて体をこかすようにしました。少したって地震もおさまったころ「津波や早くにげよう」と言う人の声がしてきましたので、生徒が集合し、急いで学校前にある山へかけのぼりました。山から町を見ておりますと、どろ波がおしよせて町へ舟が流れてくるやら家がなんげんともなくたおされました。朝おきて学校へ行ってみますと校庭に家や舟が流れ込んでいるやら教室にあるつくえやこしかけが流れてしまつて、教室もどろ田のようになっておりました。学校ふきんの家は皆流されて道はどこかわからぬようになっておりました。

……

この作文は、これ以外に先生と一緒に学校付近の片付けをしていることや何十人もの警防団や個人の応援があったこと、そして各地から着物や布団などの救援物資が送られてくることを綴っているが、ほかの児童作文にも津波の様子が克明に描かれている。津波が5、6回押し寄せ、中でも1回目と3回目が一番大きかったことや、特に学校の「前の山」に登ったことは多くの児童が記述している。吉津村国民学校のあった神前浦は平地が結構広く、北方の山地に登るのでは間に合わない。「前の山」は海岸に近く、一時は海に向かう格好となるが、「先生の指図」で「すぐ前の山」に避難した。先生の冷静な判断がそこにあった。

津波の予知について、「井戸水」の動きが云々され、この『体験記録』でも井戸水に触れたものがいくつかある。その一つは、図画集^{注6}の記述にある。この図画集は、当時18歳の定置網漁

船乗組員が地震の数日後に書いたというもので、浜辺で網干しの作業中に地震に遭遇し、「ものすごくゆれて……私達四、五人は岸の松の木をつかまえてみた」と書き記している。「井戸水」のことは、「父の話」としてポンプの絵に添えて記される。それは、地震があつて「しばらくすると（十二、三分程）、ポンプから地下水が吹き出して来た……父は大声で津波が来ると、近所の人々に知らせた」というのである。さらに、体験談の中^{註7}にも「井戸ポンプ」から「水がジャージャーと流れ出てい」たといい、「井戸の水が一度ひいてから上がってくると津波が来るかもしれない」と、小さいころから教えられていたという。また、「（津波で家が流されにくいように）窓は全部開けておけ」という父親の指示があり、窓から流れ込んだ海水で隣の家の中にまでおし流され、柱につかまり必死でもがき助かった状況がつぶさに記載されている。こうした津波の予知や対応の仕方が、どの程度科学的に立証されるのか、詳しいことはわからないが、体験文などからそうした情報に注目してみるのも重要であろう。

このほかにも体験談は多く、前記の旧南島町と隣接する旧南勢町（現南伊勢町）でも『東南海・南海地震誌』という小冊子が2005（平成17）年9月に発行されている。その中にも井戸水の話がいくつか書かれており、「海岸線の石垣の間から水が噴出」していたという記憶も綴られている。また、「家がどう揺れたか」^{註8}という体験記には、「50年、60年の歳月は、皆さんそれぞれ個々の少しずつ記憶が変化している」という表現があつて体験記の資料的限界を指摘しているが、「確実と思われること」として、地震がどの方向に揺れたかを書いている。それによれば、屋敷に沿ってL字形に積まれた石積のうち、地震で倒れたのは南北方向にのびる石垣で、東西方向の石垣は健在であった。それは家も同様で、棟が南北方向の家が崩れ落ちたことから、地震は東西に大きく揺れたと考えられるという。

紀北・紀南地域での津波被害は大きく、錦町（現大紀町）の『昭和大海嘯記録』^{註9}や九鬼村（現尾鷲市）の『震災諸記録編』^{註10}の「災害発生記録」などは、地震発生から津波襲来の状況がよくわかる。しかし、少し抽象的であり、これまでも紹介したことがある^{註11}ので、改めて引用はしない。なお、現熊野市新鹿町での津波被害は死者16名に及び、その被害状況をまとめた『新鹿の津波』^{註12}は、体験記だけでなく、気象台の記録・地区別被害状況一覧、さらに被災者ごとの詳細な調査表や体験者への「津波アンケート」などもあり、様々な方向からの分析が行われている。中でも、アンケートは体験者の感じ方もそれぞれで、古老から聞いていたことや次の世代に伝えたいことも各種見られる。また、津波の初めにはいったん潮が引くと言われ、この冊子でも潮が引いたとする体験記がいくつかあるが、さほど大きな潮の引きではなかったのか、「地震でヒビ割れる浜」^{註13}という体験記では、「浜で仕事をしていた私の体験ではそん



写真2-2 北牟婁郡尾鷲町内（太田金典氏撮影提供）

なこと（いったん潮が引くこと）はなかった。揺り終わってから暫くしてジャブジャブ白くなって波打際からだんだん増水して来たので、之は津波の始まりだと判断し、ハダシのまま逃げたというのである。すなわち、津波の前に潮が引くという現象も、位置や海岸の地形などによって異なっていたことがうかがえ、当時の記録や記憶をさらに詳細に検討する必要がある。

なお、こうした児童の作文や体験記は、国民学校が舞台になっていることが多く、地震発生のときに教員が児童をどう避難誘導したのかに注目してみた。「すぐ前の山」に登るよう指図した吉津村国民学校教員の冷静な判断は前述したが、当時新鹿国民学校教員の体験記^{注14}の中にも「私はすぐさま『急いで中庭へ出よ』と命令しましたが、後日思い出すとこれは一つの失敗でした。出口を指示しなかったため3人余の児童が窓から飛出すのを見掛けました」とあり、避難方向を指示しなかったことを悔いている。また、北牟婁郡海山町（現紀北町）の『体験談と記録集』^{注15}にも『『机の下へ入れ！』ふりしぼるような強い先生の声だった。……先生は手を後ろにくみ、揺れる中を悠々と（私の目にはそう見えた）歩いて、教室の入り口と出口の戸を開けていた。女子師範学校を出たばかりの女の先生だったが、すごい勇気のある姿を見たように思った。なぜか、私たちの学級は静かだった。隣の学級では、窓から飛び降りようとした子がいたり、階段近くの学級では、教室を飛び出して逃げようとしたが、階段で将棋倒しになり動けなくなっていた』^{注16}というのが見られ、先に立つ教員のふりしぼるような強い声と勇気ある冷静な態度が児童を慌てさせず、避難をスムーズにしたのであった。

なお、地震から3日後、尾鷲市の沿岸の津波被害の様子が米軍の航空機から撮られていた（写真2-5）。海岸に打ち上げられた漁船や、洗い流された市街地が写真から読みとれる（写真2-6）。ただし、米軍が、この写真から津波災害と認識したかは明らかでない。当時、米軍は作戦の計画や効果の判断のため、偵察用航空写真を多数撮影していたが、このうちのひとつとして撮影されたものらしい。



写真2-3 北牟婁郡尾鷲町内（太田金典氏撮影提供）



写真2-4 北牟婁郡尾鷲町内（太田金典氏撮影提供）



写真 2-5 津波襲来3日後に、米軍が撮った尾鷲市海岸付近の航空写真 (米国国立公文書館所蔵)

12月12日午後0時から1時に撮影したもの。詳しくは小白井ほか(2006)を参照のこと。



写真 2-6 写真 2-5 の北部の拡大図

(米国国立公文書館所蔵)

市街地北部を流れる北川の北方の湾内停泊していた100トン程度の船舶が津波により押し上げられ、家屋に衝突し被害を大きくしたとの報告がある。北川の周辺にはそれらしき船が散見される (小白井ほか、2006)。

2 統計に見る被害状況

地震の発生が、現在と異なり情報連絡システムが確立していない時期であったこと、誰も経験したことのない津波被害に見舞われたこと、さらに戦時下のため、ひたすら秘密裏に処理が行われようとしたことなどによって、三重県における被害実態はなかなかつかめきれなかった。地震発生以来、いくつかの被害一覧表があるが、地震研究者たちは被害地域での聞き取り調査なども行って、より詳しい被害データを集積してきた。そうした努力の集大成は、飯田汲事がまとめた「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」^{注17} (以下「飯田報告」という) 中の「表12 三重県における東南海地震の市町村別被害表」であると言われており、ここに被害市町村別すべてを再掲するのは紙幅の都合もあって困難なため、郡市単位で合計した(表2-1)。しかし、この飯田報告は、地震発生直後に三重県警察部が出した被害一覧表と見比べると、重複や誤記もあって被害者数が拡大視されている傾向があるように思う。そこで、あえて表2-1と地震直後の被害一覧表などを照合して疑問点も掲げ、今後の実態把握のための参考に供したい。なお、地震直後の被害一覧表を時系列的に整理すると、以下のようになる。

- A：「㊟ 12月7日震災被害一覧表（昭和19・12・10正午現在）警防課」
 B：「秘 12月7日震災被害一覧表（昭和19・12・12正午現在）三重県警察部警防課」
 C：「秘 12月7日震災被害一覧表（12月12日現在）」

いずれも孔版印刷で、死者・傷者・行衛不明者、全壊・半壊・流失・浸水家屋、流失船舶、鉄道・道路・橋梁・堤防・突堤・岸壁・灯台障害、瓦斯管破裂、発電所不能などの項目を警察署（以下「署」という）別に集約したものである。このA～Cは旧村役場文書や旧県会議員所蔵文書などから確認されているが、1945（昭和20）年2月に中央气象台が発行した『極秘東南海地震調査概報』^{注18}ではBが使われている。

表2-1 郡市別被害一覧表

郡市名	被害市町村数	住家		非住家		死者	負傷者	流失		浸水	
		全壊数	半壊数	全壊数	半壊数			住家	非住家	住家	非住家
桑名郡	8	51	143	40	73	1	2				
桑名市	1	116	230	8	3	2	39				
員弁郡	1	1	1	2			30				
三重郡	7	13	13	21	22		5				
四日市市	1	276	487	191	200	23	71				
鈴鹿市	1	17	99	58	76						
鈴鹿郡	8	7	9	14	14						
河芸郡	5	3	18	16	17						
津市	1	102	190	15	55	3	45				
安濃郡	2	1	5		2						
一志郡	14	57	141	103	284	2	4				
松阪市	1	80	415	9	37		6				
飯南郡	9	9	50	30	181						
多気郡	8	4	42	24	77	2					
宇治山田市	1	228	1,425	86	481	10	29	154			
度会郡	15	671	493	124	390	78	303	570	66	885	153
志摩郡	17	10	55	61	205	33	4				
北牟婁郡	10	* 1,489	415	317	62	209	65	1,177	258	1,864	308
南牟婁郡	5	239	121	295	49	45	4	337	451	377	169
阿山郡	2	2		3							
上野市	1		1								
名賀郡	—										
合計	118	3,376	4,353	1,417	2,228	408	607	2,238	775	3,126	630
(飯田報告数値)			(4,539)			(406)			(705)		(623)

注) *は住家全壊中に流失のものを含む。なお、合計が報告と符合しない場合があり、最下段に（飯田報告数値）をそのまま掲げた。

これらの一覧表では、北勢や中勢地域の伊勢湾岸沿いの郡市は、地震による家屋の倒壊などがかなり多く見られたものの、流失・浸水被害の家屋はなかった。しかし、飯田報告では、木曾・揖斐・長良3川の河口デルタ北部に位置する^{くすのき}楠村で1名の死者と2名の負傷者が掲げられている。それに、桑名郡内8村における家屋被害も調べられている。ただ、桑名市の住家全壊数116戸・半壊数230戸、死者2名・負傷者39名という被害数値は、A～Cの桑名署管内全体の数値（倒壊家屋については非住家を含む）と全く同じである。しかし、桑名署管内には桑名

市だけでなく、桑名郡の村々も含まれていた。表2-1の桑名郡の被害数値は全体を考える上で一部重複している可能性もある。なお、Cによれば、桑名署管内で「堤防障害」が16か所もあって、浸水家屋1戸があがっている。

員弁郡内は、A～Cでは員弁署管内として家屋被害が3戸で、負傷者の報告は見られないが、表2-1では倒壊家屋4戸と負傷者30名があがり、その被害は員弁町（現いなべ市）とされる。

三重郡と四日市市は、A～Cでは富田署・四日市署・菰野署管内に属し、その数値を合わせて見る必要がある。まず、死者数はA・Cで22名である。前出の『二十世紀の自然災害』も2000（平成12）年時点の四日市市域で22名の死者があったとしている。表2-1は、死者23名とし、負傷者も12名ほど多いが、いずれも詳細はわからない。なお、倒壊家屋の全体数値について、『二十世紀の自然災害』では、住家・非住家、全壊・半壊を問わず、四日市市域で1,263戸にも達したとあり、表2-1やA～Cを上回っている。

鈴鹿市・鈴鹿郡・河芸郡は、伊勢湾側として比較的穏やかで被害も少なく、表2-1では死者・負傷者もない。ところが、A～Cの資料では鈴鹿署管内で死者4名があがっていた。4名の死者は誤記入であったのか、その判断材料は飯田報告には示されていない。また、倒壊家屋数は表2-1の数値がA～Cの鈴鹿・亀山署合計の数値をはるかに上回っており、その後の調査によって増加したものであろう。

津市について、飯田報告では岩田橋の落下を伝えるとともに、市内各地の1931（昭和6）年から1953（昭和28）年に至る地盤沈下量を掲げ、特に栄町1丁目では30cm沈下していたとの記述もある。そして、表2-1の津市の被害数値は、桑名市と同様、A～Cの津署管内の数値と全く同じである。ただ、津署管内には安濃郡も含んでいるが、安濃郡内では被害も少なく、A～Cの津署管内の数値は当時の津市域のみであったのかもしれない。しかし、判断する資料は見当たらない。

一志郡の被害は、A～Cでは久居署・奥津署管内の合計であるが、奥津署管内、すなわち竹原を除く現津市美杉町には、死傷者・倒壊家屋の被害はない。飯田報告にも美杉地域の被害はあがっておらず、久居署管内のみの被害数値である。表2-1とA～Cの一致する被害数値は、死者2名と住家の全壊数57戸で、以後の調査で負傷者1名が増え、倒壊家屋も若干増加している。なお、2名の死者は、飯田報告によれば久居町・香良洲町で各1名であった。また、Cによれば、堤防障害15か所・道路障害32か所があがっている。

松阪市では、かなり家屋倒壊が見られ、表2-1の住家全壊数80戸、半壊数415戸は、A～Cの松阪署管内の「全壊家屋」・「半壊家屋」の合計数値と全く同じある。しかし、松阪署管内には当時飯南郡のかなり多くの村々が属していた。特に、飯田報告でいう被害の多い飯南郡港村や西黒部村など、すべてが当時松阪署管内であった。また、多気郡中にも松阪署管内の村々も多く、表2-1の多気郡の倒壊家屋などは、松阪市の数値と重複している可能性がある。さらに、飯田報告では多気郡大杉谷村（現大台町）で死者2名があがっているが、A～Cでは三瀬谷署管内で2名の負傷者が報告されているだけであった。

宇治山田市（現伊勢市）では、飯田報告は「伊勢湾沿岸の大湊などで津波による流失家屋を

出していることは注目される」と記すように、流失家屋154戸をあげている。A～Cの宇治山田署管内にも流失家屋の被害があげられ、B・Cで住家103戸・非住家51戸、計154戸とある。飯田報告の宇治山田市被害数とも一致しており、倒壊家屋も全く同様である。しかし、当時宇治山田署管内であった田丸町（現玉城町）・二見・小俣町、四郷・御園村（現伊勢市）・五ヶ所町、南海・神原村（現南伊勢町）などの被害は度会郡統計に含められており、一部重複している。ただ、飯田報告によって、五ヶ所町や南海・神原村の度会郡外海沿岸では津波による家屋流失や浸水被害があったことがわかる。

度会郡で被害が激しかったのは、当時吉津警察署管内の吉津・島津・鵜倉村（現南伊勢町）であった。前述した1944（昭和19）年12月11日時点の「津浪災害地帯町村別被害一覧表」によれば、吉津村で死者33名・行方不明者3名・負傷者4名、島津村で死者26名、鵜倉村死者2名・負傷者3名で、Cでも管内被害としてその合計を掲げているが、飯田報告では吉津村死者39名・負傷者185名、島津村死者29名・負傷者109名、鵜倉村死者2名・負傷者3名と、鵜倉村以外さらに多くなっている。特に、負傷者が極端に増加しているのは聞き取り調査などによるもので、当時の基準とは異なっているのかもしれない。また、倒壊家屋や流失・浸水家屋も、Cに比べ飯田報告の方が多くなっている。

志摩郡については、A～Cでは鳥羽署と波切署の合計であり、A～Cの被害データは差異がない。死者2名・負傷者2名、倒壊家屋204戸、浸水家屋412戸で、流失家屋はなかった。しかし、表2-1では死者33名・負傷者4名、倒壊家屋331戸で、流失・浸水家屋の被害はあがっていない。ところが、飯田報告の本文では、神島（現鳥羽市）で死者があり、小浜（同）で津波による流失家屋が出ているとし、これとは別に「志摩郡全体で死者2人、全壊19戸、半壊58戸、浸水235戸、堤防決壊33カ所」があったと記している。「市町村別被害表」に誤記があると考えられ、死者数でいえば、当時の鳥羽町を含む志摩郡で3名となり、A～Cに近い数値である。

北牟婁郡は県内最大の津波被害地域で、当時の尾鷲署と長島署管内の被害合計を掲げたAとB・Cには差異があるが、B・Cでは死者63名・行方不明者78名・負傷者10名、倒壊家屋605戸・流失家屋1,199戸・浸水家屋3,898戸であった。これに対して、表2-1では死者209名・負傷者65名、倒壊家屋2,282戸（一部流失家屋を含む）・流失家屋1,435戸・浸水家屋2,172戸となっている。かなり違った数値であり、中でも人的被害が大きく増加し、死者数209名に及んでいる。町村別に見ると、錦町（現大紀町）64名、二郷村20名・長島町16名・三野瀬村3名・相賀町2名・引本町（以上現紀北町）4名、尾鷲町96名・九鬼村（いずれも尾鷲市）4名で、本文にも個々の町村ごとに説明がある。うち、錦町は前述した『昭和大海嘯記録』に津波襲来の詳しい記録があつて、死者64名も記録されており、これを典拠にしている。他の町村もそれぞれ根拠が示されているが、尾鷲町の96名の死者数については、地元に残る資料を参考にしながらも、B・Cの尾鷲署管内の死者数30名や『尾鷲市史』^{注19}・『災異誌』^{注20}が掲げる死者数38名とは大きくかけ離れている。前出の『熊野の大津波一敗戦直前の東南海地震一』でも、種々データを掲げ、中でも『尾鷲市史』が「最も信頼できる数値」としている。なお、飯田報告には、桂城村の白浦（現紀北町）で「発光現象があったという」とも記している。

南牟婁郡は、当時の木本署・鵜殿署管内に属し、B・Cでは死者49名・負傷者1名、倒壊家屋210戸・流失家屋714戸・浸水家屋510戸があがっており、死者数に限って表2-1を上回っている。最も被害者数の多かったのは、飯田報告によれば南輪内村（現尾鷲市）の24名で、うち賀田で19名の死者が見られた。湾の最奥部でV字形をなし、湾の両側が急斜面で津波の波高が高く被害を大きくしたと分析されている。また、新鹿村（現熊野市）の被害も大きく、約450戸のうち157戸が流失し、死者も16名あったと報告されている。また、荒坂村（現熊野市）でも5名の死者数があげられ、V型湾の最奥部に位置する二木島の被害が大きかった。なお、B・Cで掲げられている鵜殿署管内の死者3名について、飯田報告でも触れられているが、「市町村別被害表」からは脱落している。

伊賀地域では、表2-1とA～Cの上野署管内の被害数と若干異なるが、倒壊家屋などが多少見られただけで、さほど大きな被害はなかった。

以上、飯田報告との比較を中心として各地の被害状況を統計的に見てきたが、地震発生時の時期が戦時中で「隠された地震」といわれるほど、被害実態の把握は難しかった。飯田報告は各地域での聞き取り調査などによって、多くの情報を得られているものの、各警察署管内の町村など重複する数値データや単純な間違いが合計されている可能性もある。再度、被害情報を検討し、被害一覧表を改めて構築する必要性を痛感する。しかし、いずれにしても、三重県内の被害、特に津波被害は甚大であったことに変わりはない。

3 被害救済策とその復興

(1) 被災時の緊急措置

ここでは、地震発生と津波襲来に伴う緊急措置を、被害の激しかった北牟婁郡を例に見てみよう。まず、錦町（現大紀町）であるが、前述したように『昭和大海嘯記録』という記録が町長や収入役の手で翌1945（昭和20）年10月にまとめられており、緊急措置も詳しく記されている。それによれば、津波直後は「凡ユル通信機関及交通機関杜絶シテ」どこにも連絡することができなかった。内陸部の柏崎警防団や同村役場員等5人が錦町に来たのは翌8日の午前2時で、ようやく県知事あてに「ニシキゼンメツ…キユウサイコウ」との電報が打てたという。被災者は学校・寺院又は神社に避難していたが、ここで最も問題となったのが食糧の確保であった。「蓄積シタル幾多ノ食糧、就中甘藷・麦等全部流出シテ忽チ餓死セン許リノ状態」であったが、幸い農業会倉庫に保管されていた配給米が「泥土ニ塗レナカラ…何トカ食用」になったので、よく洗ってよく炊き、1人1回2個の握り飯が被災者全員に配られた。3日経って食糧営団からの送米があり、12月31日まで共同生活が続けられた。

次に、尾鷲町（現尾鷲市）では『地震・海嘯災害関係書類綴』^{注21}があり、特に復興関係の資料が中心であるが、冒頭部には被災直後の避難状況の記載が見られる。12月7日当日の夜は、

尾鷲校3,100人をはじめ、宮ノ上校1,800人、光明寺80人、北浦天理教80人、金剛寺30人が収容され、さらに1,000人が一般縁故者宅に避難した。そして、7日～11日の5日間の炊き出しは、延べ人員1万8,198人に及んだ。以後、徐々に避難者は減るが、翌年1月5日時点においても、尾鷲校11世帯・50人、妙長寺1世帯・5人、北浦天理教9世帯・36人、祐泉寺4世帯・9人、念仏寺3世帯・19人、大師堂1世帯・3人、金剛寺11世帯・38人の計40人世帯・160人が収容されていた。また、九鬼村（現尾鷲市）については、飯田報告によれば死者4名・倒壊家屋88戸（一部流失家屋含む）・流失家屋102戸ほどの被害で、『震災諸記録編』や『震災復興委員会議録』^{注22}など詳細な資料があつて被災時の様相がよくわかる。特に『震災諸記録編』には「緊急災害ニ関スル処理記録」が見られ、以下に掲げる。

緊急処理トシテ左ノ方途ヲ実施セリ

- 一、罹災全員ハ近親縁故者ニ避難同居スル以外ハ九木国民学校講堂校舎ニ収養シ、学校ニ於テ炊出シヲナシ給与ヲナス
- 二、各部落ニ対シテハ浸水米ヲ（8日）午前中全戸ニ一人一件三合、白米一升四合程度ニテ配給ス
- 三、道路ノ修理取片付等、警防団其他出動処理ス
- 四、（8日）午前拾時警察署長・地方事務所長聯絡ノ為メ、畑中惣太郎・頼母庄之丞兩名ヲ派遣ス

被災地では炊き出しが行われ、被災箇所での修理・片付けなどは「何分、最初ノ経験ト被害区域ノ広キ為、充分ナル進捗ヲミズ」と綴り、被害の大きさやその混乱の様子がうかがえる。また、9日には緊急村会が開催され、「復興暫定処置」として、次のような対策が断行されることになった。

- 一、災害家屋ノ取片付、家財道具ノ処置ヲナスベク村内、特ニ久木浦区ノ被害ナキ家庭ノ男子ヲ動員ノ上、被害家屋ノ修理取片付ヲナサシムルコト 但シ病氣以外ノ事故者ハ認めザルコト、勤労報国会ニヨル動員ヲ実施ノ事
- 二、上水道ノ応急修理処置ノ方法ヲ講ズルコト
- 三、罹災者ノ収用上ニ関シ収用場所ノ選定方策ヲ速カニ講ズルコト
- 四、医療薬品・蒲団・ローソク・油等ノ急送ヲ其筋ニ求ムルコト
- 五、食糧品ノ対策ヲ講ジ、其筋ニ聯絡補給ノ途ヲ講ズルコト

そして、12月9日付けで村民に対し、主要食糧の「各自所持品」節約・持久方を告示し、海水の使用禁止を公告した。さらに、次のような回覧板も作成し、各家庭にその趣旨を徹底した。

廻覧板 昭和十九年十二月十二日 九鬼村長

一、衛生ニツイテ

- 1、伝染病発生ノオソレガアリマスカラ生水ゼツタイ飲マヌコト
- 2、タヽミ、衣類、夜具ナドハ十分乾シテカラ使フコト
- 3、風邪ヒカヌヤウ注意スルコト
- 4、風邪薬、ハラ痛薬ハ役場ニアリマスカラ取りニ来テ下サイ

5、井戸ノ消毒薬ヲ取りニ来テ下サイ

二、預金・貯金ニツイテ

1、銀行モ郵便局モ平常通り払戻シテクレマス

2、通帳ヲ失ツテモ心配イリマセン

3、詳シイコトハ銀行・郵便局デオ尋ネ下サイ

三、報道通信ニツイテ

1、軍事上ノ必要カラ被害ノ情況ヲ知ラスコトハ禁ゼラレテオリマス

コレハ郵便局デ検閲スルコトニナッテイマス

2、軍人サンヘノ通信ハ士氣ニ関係シマスカラ特ニ注意ノコト

四、盗難ニツイテ

警防団ガ夜通シ警戒シテイマスガ、十分要(ママ)心シテ下サイ

◎今後ノ避難ノ場合モ考ヘテ道路ハナルベク早く片付ケテ下サイ

九鬼村では以上のような緊急対策がなされたが、被災地においては、いずれの村でも同様であったと思われる。回覧板では、衛生上の注意だけでなく、戦時中であったため、被害状況を他へ知らせること、特に軍人への通信は「士氣」に関わると強く規制された。また、金融機関への取り付け騒ぎも危惧したものとなっていた。

(2) 災害復興体制

地震発生翌8日、三重県は「県公報」号外を発行した。それは、知事名で震災被害に対する「傷心ノ極ミ」を表するとともに、「罹災民ノ救護ヲ全クスルト共ニ銃後ノ安固ヲ確保シ、以テ非常時難局ノ突破ニ全カヲ傾注セラレンコトヲ望ム」という趣旨であった。また、同時に「三重県復興本部規程」を告示し、知事が本部長となって復興作業が開始された。本部には総務・資材・経済・勤労・土木部の5部が設けられ、各地方事務所に支部が置かれた。

こうした復興体制は、県だけでなく、被災地の町村にそれぞれ設置された。錦町では、津波直後に在郷軍人会員や警防団員らによって救護本部が置かれ、町長を本部長に受付連絡・調整・資材連絡・食糧配給・労務係などがあつたが、15日、それを復興本部に改称した。また、別に特別自彊隊も組織され、隊長・副隊長各1名のほか13名の隊員から構成され、「献身犠牲的ノ意氣」をもって任務を遂行した。特に「絶対的公平」を保つことを主眼とし、「町復興ニ関スル諸規程ヲシテ各町民ニ其ノ遵法ヲ促シ、町復興計画ノ万全ヲ期シ各機能ノ活発ナル活動ニ就カシムル」ことを目標とした。さらに、「災害ニ依ル隠匿物ノ調査、情報防諜」などの任務もあつた。

尾鷲町では、12月26日の町会に震災復興本部の設置が報告されており、18日の震災復興対策打合会で協議されて設置に至ったもので、規程は県に準じていた。ただ、それ以前にも「災害対策臨時委員会」が置かれていたようで、「物資調整対策」・「罹災者救護」・「災害地調整」などの係に分担され、罹災者救護ということから震災直後に設置されたものであつた。

九鬼村の場合も、12月9日に開催された緊急村会で「全村ノ復興ヲ統制シ、資材労力ノ適性

ナル運行ニヨリ復興ヲ速カナラシムル為メ、村内各関係者ヲ網羅シタル復興対策委員会ヲ結成スルコト」という決議を行い、18日に復興委員会が設立された。組織的には県の復興本部同様の総務・資材・経済・勤労・土木部の5部と警備部を置き、その「事業施行細則」は以下のようであった。

一、総務部ノ分担スル職務左ノ如シ

被害状況ノ調査記録 衣食糧品ノ給与罹災救助 住宅ノ復旧 衛生救護 予算経理 復興総合計画 各部ノ連絡其他ノ事項

一、資材部ノ職務左ノ通り

復興ニ要スル資材ノ調達ニ関スル事項

一、経済部ノ職務左ノ通り

復興ニ要スル食糧品ノ調達 船舶・漁網其他水産関係災害ノ復興、耕地ノ災害復興ノ事項

一、勤労部ノ職務左ノ通り

復興ニ要スル労力、輸送並ニ情報蒐集ノ事項

一、土木部ノ職務左ノ通り

道路、橋梁、港湾其他土木関係災害復興ニ関スル事項

一、警備部ノ職務左ノ通り

災害復興ノ一切ノ警備事項

これら各部の人員は総務部14名・資材部5名・経済部14名・勤労部6名・土木部7名・警備部3名で、代表の理事1名と委員から構成されていた。そして、24日には勤労部細則が議定され、震災復興完成までの期間の村内労務の一切を勤労部が管理することになり、「震災復興挺身隊」及び「勤労奉仕班」も設けられた。また、労務の配給は「公共営繕物、出征軍人遺家族家庭、其他一般家庭」の順とされた。なお、震災復興挺身隊の隊員は、その規約によれば「村内ニ住居セル男女十五才以上六十才マデノ者ニシテ九鬼村震災復興委員会ノ指定スル者ヲ以テ組織」され、隊員には「法ノ定メル賃金ノ最高額」の「報酬金」が支払われた。ちなみに、大工・左官の賃金は10円、石工13円、土工8円・人夫男7円・女4円、木挽13円と定められた。復興挺身隊は、1班50人前後とし、組織時期が若干ずれたものがあったが、『震災復興委員会議録』では都合13班が確認される。それに、「労務徴用違反者ニ対スル処罰方法」も「労務出勤ヲ命ゼラレ、理由ナクシテ出勤セザル者アルトキハ勿論警察署ト打合セノ上、適当ノ処罰ヲナスト共ニ、一方村ニ於テハ米麦ノ配給以外ノ物資ノ配給ハ一時中止ヲナス方針ナリ」という厳しいものであったが、それほど村内の意識統一が重要であったということでもある。

以上、北牟婁郡の錦町・尾鷲町・九鬼村の震災復興体制を見てきた。地震直後の救護体制には多少差はあるものの、県の規程が示され、それに準じた復興組織が形成されていった。北牟婁郡以外の被災地においても同様であったと考えられ、規律ある組織づくりが震災から復興へ向けて大きな力になったのである。

(3) 仮設住宅の建築

戦時下の資材不足など様々な制約がある中、被災地では復興作業が進んだ。特に倒壊家屋や流失家屋の復興が大きな問題で、復興本部などで仮設住宅の建築が絶えず議論された。

まず、錦町では、14日に青年学校敷地内に3棟のバラックが建築された。これらの建築は県内各地から大工等の工作隊が来て実施したが、17日は緊急町会でバラック50棟の建築計画が立てられ、24日には県営バラック（第一次計画として総被害戸数3割の134戸）の建築が決定された。さらに、倒壊家屋の古材を使用し、県から板釘等の資材を受けて建築する町営バラックもあった。

なお、県営バラックの建築に関しては、尾鷲町の『地震・海嘯災害関係書類綴』に孔版刷りの「三重県震災復興本部北牟婁支所県営仮設住宅建設要綱（第一次建築）」という資料が綴られている。その内容は、①北牟婁郡支部実行機構、②各係任務大略、③資材入手出荷、④用材規格、⑤資材受渡し、⑥県営仮設住宅建築町村協力委員、⑦建設用地選定・建設戸数の決定、⑧建設労力、⑨建設に関する事項、⑩建設状況報告、⑪罹災者収容標準で、細部にわたって決められていた。紙幅の関係で再掲できないが、⑧の建設に関わる労力のうち、建設地地均し工事・町村内の資材運搬・大工手伝いなどの雑作業は、当該町村民の勤労奉仕によることとし、できる限り町村内の大工・工業組合員を動員して仮設住宅の建築にあたるように指示した。やむを得ず町村外から工作隊の出動を要請する場合は、宿舍・寝具・食事等に関する受入体勢を、関係町村で整備することが定められていた。また、⑪の収容標準は以下のようであった。

- 一、一人以上三人以下ハ六畳ニ同居
- 一、同居家族二人以上六人マデ 六畳
- 一、同居家族七人以上 九畳（六畳・三畳）

1人1畳の標準で、これに押入・炊事場が付随した。当時の経済・社会状況がうかがえ、たとえ仮設住宅とはいえ、不自由な生活を余儀なくされたのである。

次に、九鬼村で実際に計画された状況が12月23日の「震災急造家屋建築打合会議録」（『震災復興委員会議録』所収）に詳しいので、収録する。

一、流失全壊家屋罹災民対策トシテ急造家屋建設ニ関スル件

- (1) 県ノ方針トシテハ九鬼村ノ罹災（全壊流失）家庭ヲ八十八戸（八十八世帯）人口一戸平均四人半トシ急造県営バラックヲ建設スルコト

第一次建設計画トシテ久木浦区大字名古・田海道ノ罹災民収用ヲ目的ニ久木浦大字中林羽織山ノ村有空地ニ三十戸急造家屋建設、大字宮之谷ノ区有地ニ二十戸ヲ建設スルコト

第二次・第三次ニハ残余ノ三十八戸ヲ建設スルコト

- (2) 県営トシ、村ニ於テ建設ヲ請負イ村内ノ総力ヲ挙ゲテ建設ヲナス事ニ決定ス

- 一、県営住宅ノ方式ハ四戸ヲ以テ一棟建トシ、一般住宅トシテ無料貸付ケヲナス
- 一、右ニ要スル一切ノ資材ハ、左ノ方法ニヨリ提供サル

板・柱ハ尾鷲町・相賀町ヨリ供給、県地方木材会社ヨリ送付（大体材石四百石ノ見込ミ）
杉皮ハ村ニ在荷ノ皮ヲ森林組合聯合会ヨリ供給ス

（3） 労力提供ニ関シテハ一切ノ労力ヲ統制シ、建築修理ニ提供スルコト

警察署共聯絡ノ上、万全ヲ期ス

一、浸水破壊家屋修理ニ関スル件

小修理ノ程度ニテ県ヨリ資材ノ供給ヲナス

県本社ニ於イテ配給（大体百七十石位）

釘其他ノ鉄類ハ尾鷲警察署ノ許可ヲ施ケ配給シ施ケルコト

付添 村内ノ非罹民家ノ在庫釘類及ビ可収ノ右釘類ハ収捨ノ上利用ノ方法ヲ執ルコト

一、大工ノ徴用石工ノ斡旋ヲ依頼ス

また、この文書には4戸を1棟とした「罹災者収用家屋平面図」が添付されており、6畳1間と押入・炊事場をセットとしたものが3戸と、6畳・3畳に押入・炊事場が付くものが1戸で長屋になっている。第1次・第2次合わせて88戸の急造家屋が県営工事として実施され、被災者がそこに収容された。その建築にあたっては、他の市町村からの工作隊の援助もあったようで、『震災諸記録編』には「三重県緊急工作隊名簿」が綴られており、労務報国会津支部が津市内の大工10人を九鬼村に派遣していた。ただ、文書の日付は「昭和二十年三月十五日」とあるが、派遣の時期や派遣日数なども明確ではない。

（4） 寄贈衣類・義援金募集と激励作文

こうした復興作業の一方、被災地には、県内をはじめ各地からの蒲団や衣類などの寄贈や義援金のなども多くもたらされた。県市長会・県町村長会・翼賛会県支部のほか伊勢新聞社が主催者となって、「寄贈衣類」の募集が12月11日～31日に実施されており、その呼び掛けが連日新聞紙上に掲載されていた。また、その主催者に持永三重県知事・県会議長が加わり発起人となって、「震災義援金」の募集も同時に行われた。小磯首相からの1万円をはじめ、県内外から多くの義援金が集まった。その募集期限は翌年1月末であったが、九鬼村の『震災諸記録編』に綴られた「見舞金送付ニ関スル件」（1945（昭和20）年1月31日付け九鬼村長宛て北牟婁地方事務所長文書）によれば、「義捐金ヲ募集中ノ処、之ガ完了迄ニハ猶相当ノ日時ヲ要スルヲ以テ、今回不取敢左記ニ依ル見舞金ヲ贈与セラルハコトハ相成リタル」と見られる。募集期限は延期されたようであり、県内全体で最終的にどの程度の義援金が集まったのかはわからない。ただ、1月31日付けで九鬼村に贈与された見舞金の割合は、それぞれ1件あたり死者100円、傷者10円、流失及び全壊住家70円、半壊住家30円、浸水住家10円で、合計6,330円に達した。

また、こうした寄贈衣類や義援金の募集とは別に、被災地の国民学校には他地域の国民学校や少年団の児童からの激励作文が送られていた。すべての学校にあったのかどうかは明確でないが、南輪内村（現尾鷲市）曾根国民学校の『津波災害記録』という簿冊には、同校児童の作文とともに、県内各地の児童から来た作文がいくつか綴られている。差し出し先のわかる国民

学校や少年団としては、名張町（現名張市）名張国民学校・木本町（現熊野市）少年団・河芸郡上野村（現津市）国民学校・阿山郡府中村（現伊賀市）少年団・南牟婁郡下市木（現御浜町）国民学校・志摩郡和具村（現志摩市）国民学校などである。そのうち、上野村国民学校初等科5年生の作文^{注23}の一部を、ここに掲げてみた。

先生のお話を聞くと、この間の大地震・大津波で君達の村は大変な御災難だつたさうですね。全くお気のどくなことです。皆さんの中には大津波で家がなくなつてこまつてゐられる方もあるでせう。又親兄弟のなくなつた方もあるでせう。そのほか学用品・教科書等もなく学校へも行けない方もあるでせう。聞けば、この寒い最中に衣類がなく、寒さにふるへてゐる方もあるとのこと、全く御同情にたえません。僕達の村では婦人会の人達が衣類を集めて、一日も早く君達の村へお送りするさうです。（中略）今は大東亜戦争の真最中です。この最中に地震が来るとはほんたうになさげなく思ひますが、これは天の神様が日本の国民の心を強くして下さるためにして下さつたのだと考へなければなりません。（中略）さぞおつらひこととせうが、どうか頑張つて下さい。今この苦難を切り抜けないと大東亜戦争にまけてしまひます。僕達もとぼしい中から教科書や学用品を早速でお送りいたそうと思つてゐます。君達の村が一日も早く復旧して元気に勉強の出来るのをお祈りしてゐます。では、君達どうぞ御身お大切に元気にゐて下さい。さようなら

十二月十六日

五年生の皆様へ

この作文は、地震発生から10日目に書かれたもので、既に婦人会の手で寄贈衣類の収集が行われ、国民学校でも学用品や教科書を送る準備がなされていたことがわかる。また、戦争中に発生した東南海地震は、国民の戦勝に向けての士気が怯まないように被害実態が極力隠され、地震は「天の神様が国民に与えた試練」という意識を国民に強いたとよく言われるが、この初等科5年生の作文にもそれが記されている。同様の作文は、ほかにもいくつか見られ、教育現場に浸透していた当時の現状がうかがえる。

なお、被災地の復興は、いつごろまでかかったのか明確な資料はないが、翌年3月ごろにはおおむね目処が立ったようである。錦町では、3月25日に錦国民学校校庭で、全町民参列のもとに流亡者62名に対する追悼法会が行われた（死者数について、町長序文や震災被害統計では64名とあるが、死亡者人名一覧や法要記録では62名と見られる）。また、九鬼村では、復興委員会の資材・勤労・土木部の理事3人に村長から感謝状が出された。それが4月8日付けで、大半の復興作業が完了したようで、その後は復興経費の精算などが行われた。そして、県営の仮設住宅も、陳情があつて、1946（昭和21）年5月15日に1戸あたり120円で居住者に払い下げられたことが九鬼村の『震災諸記録編』からわかる。

【第2章第1節注釈】

- 注1 山本すゑ著、望田 都氏所蔵
- 注2 関口精一『熊野の大津波―敗戦直前の東南海地震―』津の空襲を記録する会 1990
- 注3 岩田のぶ子「東南海地震 富田の東洋紡績で」（旧四日市を語る会『二十世紀の自然災害 記録と145の証言』2000 所収）
- 注4 竹野新衛「体験した『津波』の恐ろしい思い出」（同所収）
- 注5 小山 保「作文」（南島町教育振興会資料センター部『忘れない！あの日の大津波―東南海地震体験記録―』南島町 2000所収）
- 注6 嶋田 中「図画集」（同所収）
- 注7 梅谷みき「体験談」（同所収）
- 注8 川村靖夫「家がどうゆれたか」（『東南海・南海地震誌』南勢町教育委員会 2005 所収）
- 注9 『昭和大海嘯記録』錦町 1945（『紀勢町史 記録編』2001に収録）
- 注10 『昭和拾九年拾二月震災諸記録編』九鬼村役場文書（写 県史編さん室蔵）
- 注11 吉村利男「東南海地震災害の状況と復興―地震直後の三重県関係資料から見る」『月刊地球』Vol. 26, No. 11 2004
- 注12 新鹿津波調査会『三重県 新鹿の津波』熊野市教育委員会 1985 2004再版
- 注13 甫本平一氏体験談「地震でヒビ割れる浜」（『三重県 新鹿の津波』熊野市教育委員会 1985 2004再版 所収）
- 注14 嶋 正央先生の記「自宅流出」（『三重県 新鹿の津波』熊野市教育委員会 1985 2004再版 所収）
- 注15 『昭和19年12月7日東南海地震津波 体験談と記録集』海山町郷土資料館・海山郷土史研究会 1994
- 注16 伊藤さだゑ「その時、私は島勝湾の底を見た―東南海地震の記憶―」（前項の『体験談と記録集』1994 所収）
- 注17 飯田波事「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」（注17）（『飯田波事教授論文選集 東海地方地震・津波災害誌』同刊行会 1985
- 注18 鷺坂清信・黒沼新一「東南海地震の三重・和歌山両県下実地踏査報告」『極秘 昭和19年12月7日東南海大地震調査概報』中央气象台 1945
- 注19 尾鷲市役所『尾鷲市史』下巻 1971
- 注20 三重県南部地区防災気象連絡会・尾鷲測候所『災異誌』1966
- 注21 『昭和十九年十二月起 地震・海嘯災害関係書類綴 町長』写 三重県史編さん室所蔵
- 注22 『昭和拾九年拾二月 震災諸記録編 九鬼村長』写・『昭和拾九年拾貳月起 震災復興委員会議録 九鬼村震災委員会』写 三重県史編さん室所蔵
- 注23 清水昭一「作文」『昭和十九年十二月七日 津波災害記録 南輪内村曾根国民学校』尾鷲市立飛鳥幼稚園所蔵

第2節 愛知県の被害・救済

1 地震の体験 — 中島飛行機製作所半田工場にいた学徒たち

半田市には中島飛行機の軍需工場が3か所あった。中島飛行機は1917（大正6）年中島知久平によって創立され、1930年代以降飛躍的に発展した会社である。半田市に進出した会社は、武豊線乙川駅の南の本工場・山方工場、駅北の葭野工場などの主要工場を持っていた。これらの工場は、かつて織物工場であったが、飛行機工場に再活用されていた。

愛知県以外から山梨・京都・香川・鹿児島など、広い地域から学徒が動員されていた。1944（昭和19）年7月サイパン島で日本軍が全滅した談話を聞いた学徒たちは、「サイパン島の声なき声に応えて」「何も考えずに一意専心航空機増産」に努力していた^{注1}。こうした動員学徒に多くの犠牲者が出た。半田高等女学校29人、豊橋高等女学校23人、半田商業学校4人、半田中学校3人、京都第三中学校13人、福井商業学校7人など、全部で96人であった^{注2}。

京都第三中学校3年生であった金山政喜は、1944年7月5日京都を出発して、中島飛行機山方工場で働いている時、地震に襲われた。その時の様子を、当時の日記に基づいて次のように書いている^{注3}。

いつもの如く出勤し、昼食も終り仕事にかかった時、自分は昨日書いた手紙を出すべく六号棟を出て、工場内の郵便局へ向かった。半町も行かないうちに揺れてきた。午後一時三六分頃である。自分の前にいた牛は、よろよろとして歩けなかった。自分も立っていることができず、電柱のない所で寝た。そしていま出てきた工場を見ていた。地面は割れて生き物の如く動いている。精神が朦朧として、何を考えているのか自分にもわからなかった。六号棟の壁は落ち、窓ガラスは割れた。皆は中から飛びだしてきた。（略）その時小沢先生の悲壮な叫び声が聞こえた。我々の友達が煉瓦の下敷きになっている。（略）煉瓦建の建物は見事に倒壊していた。大きな煉瓦の塊で、取り除くにも大変であった。自分達も行ったが、なんとも致し方なくただ茫然と眺めていた。血に染まった人達が担架に、また木板に乗せられて運ばれていった。手足の骨が折れてだらりとしている者、何か言おうと口だけを動かしている者、悲惨な光景であった。救出も夕方までで中止された。暗くて何もできないからだ。煉瓦の下でまだ生きている人がいるのか思うと何ともいえない気持ちになった。

金山が倒壊した工場の下敷きにならずに済んだのは、まさしく偶然だった。工場内にいた学徒たちは、地震だと判断した瞬間に、狭い工場の出口に殺到したという。甲府高等女学校からの動員生徒であった岩崎瀧子は、出口に向けて床を必死にはいながら、最後に葭野工場の外に出た瞬間、砂煙が上がり、轟音を響かせて工場が崩れたと、回想記に記している^{注4}。彼女の回想には、さらに次のような生々しい描写がある。

前の池は一メートルぐらい盛り上がり、水が大きな波となって迫ってきた。向かいの工場入口の高い煙突が左右に大きく揺れてぐずぐずと崩れ落ちた。外に飛び出してきた女子挺身隊の人たちがその下じきとなって、血まみれになっている。苦しまぎれに鉄板の上や地面をごろごろ転げ回っている。助けたい、阿鼻叫喚、断末魔の様相だった。

岩崎の脳裏では、地震直後の情景がゆっくりと映し出される画面が再生されているようだ。

そのほかの回想記にも、地震で地面が揺れ動き、そこから必死に逃げ出そうとしている状態を、「ふうわふうわ飛んでいるような感じ」と表現している人もいる^{注5}。

倒れてきた煉瓦の壁に押しつぶされて、ジャッキで煉瓦の壁を押し上げられて辛うじて助け出された女子生徒の感じた肉体的苦痛^{注6}、地震直後頭が真っ白となり記憶が途切れている感覚^{注7}、必死に工場外に逃げ出した時に眼前に吹き出していた青い泥の鮮烈な印象^{注8}、崩壊した工場の下敷きとなり長い時間救助を待っている女子学生の心細さ^{注9}、足下の地面が四方八方に割れて自分が地の底にのめり込みはしないかという恐怖感^{注10}、辛うじて逃げ出した雑草地の上で題目を唱えている記憶^{注11}、建物が崩壊した直後に実感した静寂さとその後襲ってきた肉体的苦痛^{注12}、工場内を響き渡るうめき声と助けを求め続ける叫び声^{注13}。こうした地震の瞬間は映像化された、鮮烈な記憶として体験記の多くに綴られている。

2 被害状況

(1) 被害の実態と調査

被害の状況は、愛知県警察部が県内の警察署の情報を集約して、把握しつつあった。また、名古屋市では、救助報国団が被害現場調査班を市内に派遣していた。愛知県では各地方事務所を通じて、各町村の被害状況を調査させていた。

最も早い被害情報は、12月7日当日の午後10時、愛知県警察部がまとめた「震災被害状況概略」であった。この「概略」は翌8日に日本銀行名古屋支店長から東京の本店に報告されている^{注14}。表2-2は建物などの被害、死者・重軽傷者の数である。被害は「全般的ニ海岸ニ面セル地方ニ於テ甚大」で、「知多半島激甚ヲ極メ」た。海岸に面した名古屋市熱田・港・南・中川の各区、半田市に被害が集中したが、そうした地域は人工的埋立地であって、地震による地盤の沈下も著しいものがあつた^{注15}。

12月9日以降年末にかけて、中央气象台と名古屋帝国大学が共同で被害調査を実施しているが、これによれば名古屋市内の被害状況は、「熱田区内デハ内田橋附近ヲ中心トスル一部ニ若干ノ被害アリ、港区内デハ船方附近、築地口市電停留場附近、中川運河西側デ市電線路北側地区、稲永新田及ビ東橋西側地区等ニ集团的ニ被害ガアリ、南区内デハ道德公園附近ガ被害地区トナツテオル」と被害地区が特定された。全壊家屋は住家863戸・非住家597戸、半壊家屋は住家5,878戸・非住家2,056戸であり、港・南・熱田・中川区に被害が集中していた。特に全壊住家のほぼ

半数は港区内で発生し、また半壊住家の半分近くは南区に集中していた。またそしてこうした地域は埋立地であり、特に船方一築地口間の市電線路では亀裂が生じて、土砂と水が噴出する液状化現象が見られたことを指摘した。

木曾川下流域では、弥富町や津島町の旧河川・田地の埋立地に被害が見られ、また、堤防の被害も大きかった。知多半島の各町村についても全壊・半壊家屋の数値が上がっているが、全壊住家は武豊町100戸、大野町75戸、河和町61戸、東浦町50戸などであり、半壊住家では東浦町470戸、武豊町300戸、大野町225戸、鬼崎村・西浦町各200戸などが被害数値の大きい町村であった^{注16}。

こうした被害の数値は、同じ震災直後の調査であっても異なっている。表2-2は地震当日の集計で、県内の死者は244人、負傷者は722人であった。愛知県が調査した『被害報告書』^{注17}（12月9日午前9時現在）では死者数324人、負傷者数949人となっている。また、全半壊住家は1万3,378戸とおよそ3倍という数値に急増している^{注18}。

表2-2 愛知県内の被害状況（12月7日現在）

建物被害	全壊	住家	2,210戸
		その他	2,083戸
	半壊	住家	5,062戸
		その他	1,505戸
火災	全焼		24戸
	半焼		7戸
死者	244人（うち半田市内104人）		
負傷者	722人（うち半田市内448人）		
煙突倒壊	14ヵ所		
橋梁破損	10ヵ所		

出典：「震災被害状況概略」『愛知県史』資料編27

(2) 工場の被害

名古屋市南部地区や知多半島の半田市には、有力な軍需工場が集中していた。表2-3は、東南海地震と三河地震直後の尾張部の軍需工場の被害状況をまとめたものである。名古屋市と半田市の飛行機工場に、全壊した建物が多いことがわかる。中島飛行機の山方・葭野両工場の被害が突出している。三河地震では、三菱重工業名古屋航空機と愛知時計の工場が倒壊しているが、操業に支障は出ていないと報告されている。

愛知県内の軍需工場の被害状況は、12月9日段階で、工場数49、死亡者数257人（うち一般従業員138人、学徒119人）、負傷者401人（うち一般従業員291人、学徒110人）と報告されていた^{注19}。こうした軍需工場のほかに、中小工場の被害も甚大だった^{注20}。「震災被害状況概略」は工場の全壊110棟、半壊15棟、倉庫そのほかの全壊240、半壊229、煙突・水道などの破損20件であり、死者22人・重軽傷者65人であった。

表 2-3 東南海地震・三河地震直後の工場被害状況

被害工場	「震災被害状況概略」 (1944(昭和19)年12月8日)	「重要工場震災被害状況」 (1945(昭和20)年1月13日)
中島飛行機半田製作所本工場	震動により設備機械の不調により2、3日操業不能	地盤亀裂・数ヶ所湧水、停電により操業中止、操業には支障なし
中島飛行機半田製作所山方工場	全壊 葭野工場と合わせて死者120人、負傷者400人	西門守衛所・炊事場・便所全壊、停電により操業中止、操業には支障なし
中島飛行機半田製作所葭野工場	全壊	事務所半壊 操業に支障なし
半田重工業半田工場	—————	倉庫11棟・便所倒壊 操業に支障なし
三菱重工業名古屋航空機	建物被害僅少、水道管破裂(修理中) 即死・重傷各1名	工場3棟倒壊・1棟半壊、操業に支障なし、 12月7日地震により一部機械を疎開中
愛知時計本社工場	—————	工場1棟・西倉庫全壊
愛知航空機永徳工場	工場建物被害なし 寄宿舍1棟・倉庫2棟全壊	—————
大同製鋼築地工場	倉庫2棟全壊、水道管破裂 重傷1人・軽傷22人	—————
名古屋造船	寄宿舍・倉庫・洗面所各1棟全壊、ドックの破損により建造中の貨物船に損傷	—————

出典：「震災被害状況概略」『愛知県史』資料編27

「重要工場震災被害状況」『震災空襲ニ因ル被害状況調』小笠原愛二文書、愛知県公文書館所蔵

(3) 交通機関

愛知県警察部調査の「震災被害状況概略」によれば、地震直後の交通関係の被害は、東海道線の名古屋以東が不通、関西線の名古屋―亀山間が不通、名鉄電車のほぼ全線が不通、近畿日本鉄道の木曾川鉄橋切断などであった。『昭和19年12月7日震災記録』では12月9日段階での県内各路線の被害箇所とその状況、復旧への取り組みの状況が詳細に調査されている。線路の沈下による被害が最も多く、その他橋梁の破損が目立つ。復旧には早急に取り組みられたため、9日までにほとんどの箇所で復旧が完了し、東海道線や名鉄の一部路線でも10日までに復旧させる予定で工事が行われていた。

(4) 水道・電気・ガスなどの施設

名古屋市内の上水道施設の被害はなかったが、南部地域で水道管の破裂が見られ、断水状態に陥った^{注21}。この地域には軍需工場が配置されていたため、応急復旧措置が取られた。電力施設では発電所・送電線とも軽微な被害に止まっており、早期に復旧が可能であるとの報告がなされていた。

(5) 公共施設・宗教施設の被害

地震から10日後の12月17日、愛知県は「町村有施設等震災復旧調査ニ関スル件」について各地方事務所と各市に対して、各種施設の被害と復旧費についての調査を命じた^{注22}。調査の対象

となった施設は一般施設（役場庁舎・公会堂・隔離病舎）、神社施設、教育施設（国民学校・青年学校）であった。震災の被害は既に各町村から地方事務所を通じて、県に報告されていたが、これに続いて復旧に向けての調査が実施されたのである。

知多地方事務所は、12月21日管内の町村にこれを通知した。知多地方事務所の管内の19町村からの報告書は、年末から1月初めにかけて提出された。しかし、これらの報告書は、県が命じた調査対象施設に加えて、寺院施設も含まれていた。

調査報告によると、管内での役場庁舎など一般施設の被害は15か所、教育施設では国民学校20校、神社寺院施設では24社、51寺院、3教会に及んだ。この調査では全半壊の坪数、復旧費・応急費の必要額も各町村で算出されており、国や県の補助金の支給や資材の支給を行うための基礎調査としての意味を持っていた。

知多郡富貴村の小学校沿革史によれば、「十二月七日午後一時三〇分尾南大震災、本村住宅六〇戸倒壊、非住宅一二〇戸倒壊、学校木造二棟倒壊、溜池一七か所大破す、武豊港湾施設大被害、この復旧に村内応召及産業戦士の応援にて人不足」であったという。この対策として河和海軍航空隊・半田農学校などから延べ3万1,975人が動員され、そのために経費として177万余円が支出されたという^{注23}。

3 救済への動き

(1) 愛知県による復旧対策

愛知県では地震翌日の8日、県庁に愛知県震災対策協議会を設けた。そして、12月12日、愛知県政調査会が愛知県庁で開催され、そこで県庁から県議に対して、被害状況と復旧対策が示され^{注24}、対策費については追加予算で対応するとの決議がなされた。特に応急的な復旧方針として、「軍需生産、運輸交通機関及電気・瓦斯・水道等動力源ノ確保ヲ最優先トスルコト」が提示された^{注25}。

具体的な対策としては、(ア) 名古屋市内の全壊家屋は原則として復旧せず、愛知県・名古屋市で買い上げることに、(イ) 名古屋市内の全壊家屋居住者のために市内の空き家を優先的に提供すること、(ウ) 農村の全壊家屋は強力に復旧して、食糧増産に支障のないようにすること、(エ) 復旧資材は総力を挙げて収集すること、(オ) 新潟県から来援の「麦蒔応援隊」200人に、県内の農場練習生300人を加えて、奉仕隊を組織して年内に麦蒔きを実施すること、(カ) 県から死亡者に弔慰金として30円を贈ること、(キ) 勤労学徒の死亡者に対しては、県内の者には2,000円ずつ、県外の者へは1,000円ずつの弔慰金を贈り、戦死者に準じて学校葬を執り行うことが決定されたのだった。

また、県では、半壊以上の罹災者へ、米・みそ・しょうゆ・酒・菓子を特別配給したり、絵本を贈ったりもしている。さらに、愛知県食糧営団では、被害地警察署の指示で各国民学校に非常米を特配した。地震直後の9日段階で、非常炊き出しのために愛知県が供出した物資は、米123石、乾パン357個、甘藷174俵、小麦粉15俵、みそ111貫、しょうゆ111升、沢庵1,360貫であった^{注26}。

12月13日の初めての名古屋空襲という事態を受けて、震災対策は同時に空襲対策となった。愛知県は、空襲・震災の罹災者に対して、日用品の特別配給を実施した。アルミニウム製鍋を1世帯1個、茶碗1人1個、皿5人に2個ずつ、湯沸かし・火鉢1世帯1個、ローソク1世帯5個、マッチ1世帯2個、地下足袋1世帯1足、軍手1世帯1双、ちり紙1人50枚、下駄1世帯1足という特配基準が示された^{注27}。

(2) 名古屋市による対策

名古屋市では、12月7日夜、震災対策本部が設置され、各連区での罹災者への炊き出し、乾パンの配給、ローソクの給与などを実施しつつあった。8日には罹災者に対して名古屋市見舞金（死者50円・重傷者30円・住家全壊50円・住家半壊30円）の支給が決定された^{注28}。

名古屋市の緊急対策の中で注目される事柄の一つに、傷痍軍人と出征軍人遺族への特別の対応があった。彼らには軍人援護会愛知県支部と名古屋市銃後奉公会から特別支給金が下付されることになった^{注29}。また、市民を元気づけるためと思われるが、8日に特別入荷したミカンと甘藷を罹災地域に振り向け、9日からは甘藷と魚を配給することになった。

地震直後の名古屋市内における救済活動の一端について、次のような新聞記事がある^{注30}。

戦災用として貯へてあつた治安米で、中京の一部罹災者と防空要員に炊出しを行つた。燃料は各区役所保管の救恤用薪炭で賄ひ、名古屋市の非常用備蓄乾パンの配給もあり、昼間のためと火災の少なかつたことで、円滑に運ばれた。

また、名古屋市では愛知県貸家組合連合会が、家を失った罹災者に優先的な斡旋をすることになり、港区役所と明治国民学校に臨時住宅相談所が開かれた。罹災者は、連区事務所で区長から全壊もしくは半壊証明書の交付を受け、相談所や既設の貸家斡旋所で証明書を提示すれば、優先的に斡旋を受けることができたのである。

名古屋市では衛生対策にも取り組んだ。港区や南区には、罹災者のための無料臨時救護所が開設され、罹災証明書所持者への診療、7歳以上の児童へのチフスの予防注射が行われた^{注31}。罹災者は証明書を持つことで、様々な援助を受けることができた。12月16日付『中部日本新聞』には、空襲・地震の罹災者に対して特別衣料切符が支給され、タオル・シャツ・ズボン下など指定衣料品が松坂屋と中村呉服店で優先配給されると報じていた。

4 葬祭と慰霊

死亡した学徒の遺体は工場の広場に並べられた。家族は苦勞してわが子を捜した。その後、工場では死んだ学徒の宿舎に祭壇が設けられ、そこに棺が安置され、通夜が営まれた。各学校から選ばれた学生が「屍衛兵」として立番をしていたという^{注32}。

地震の死者は半田市の北谷の墓地で火葬された。何本もの溝が掘られて、薪・わらの上に遺体を並べて火がつけられた^{注33}。そのことは児童向けのノンフィクション小説『星は移り雲は流れても——戦時下の東南海大地震秘話——』^{注34}の「涙の市営墓地ひろば」という章に描かれている。

地震2日後の9日から、半田市郊外の北谷の市営墓地に棺が運ばれてきた。ここには何本もの溝が掘られ、そこに棺が並べられ、僧侶の読経が行われた後、わらにガソリンがまかれて野焼きを行った情景を描いている。回想記を見ても、この小説にそれほど間違いがないことはわかる。京都府第三中学校の学徒の遺族は「軍隊式に野火に附すものにして、多数の藁を以て遺骸を埋め五時三十分頃着火す」と記している^{注35}。しかし、空襲に備えた灯火管制のもと、夜には火を消さなければならなかったし、三河地震の時には空襲警報が鳴れば火を消し、遺体を焼く作業には時間を要したという^{注36}。

京都府第三中学校の生徒の遺骨は12月12日午前7時、友人に抱かれて乙川駅を出発し、午後3時には学校に到着した。そして翌13日、京都府知事・京都市長、中島飛行機半田製作所長、学校関係者が参列して、学校葬が神式で営まれた。

地震の3日前、12月4日付の『京都新聞』は、知多半島の太平洋に広がる重工業生産基地のたくましい姿、そしてそこで自信に満ちて働く産業戦士としての動員学徒の活躍を報じていた。近代科学の粋を集めて作り上げられていく新鋭機は、彼ら学徒の闘魂と確かな技術の結晶だと、藤掛報道部員は記事で書いていた^{注37}。その10日後には13名に遺骨と対面し、慰霊しなければならなかった。

12月13日の学校葬で、動員学徒を代表して石黒稔が弔辞を読んでいる^{注38}。5か月間困難を排し挺身敢闘して航空機増産に邁進した日々、地震直後「戦友」を救出するための必死の活動、遺体を発見したときの驚愕の気持ちが語られ、「兄等ハ何故ニ生キテイテハ呉ナカツタノカ。セメテ米英撃滅ノ日マデ何故ニ生キテイテクレナイノカ」と「戦友」の霊に語りかけていた。そして最後に「戦友」たちの屍を乗り越えて、飛行機増産に励むことを誓って、この弔辞を終えていた。

公式の場で読まれた弔辞であるため、「戦友」の死を悼みつつも、米英との戦いに勝つと決意を表明する内容となっていた。しかし、そうした心情があったことは確かだろうが、それがすべてではなかったと思われる。京都三中学徒の遺族であった京都地方裁判所判事の谷口一長は、1月10日付の『読売報知』紙上に手記を寄せた^{注39}。谷口は国家に献身的に奉公して「誉れ高い死場所」を見つけ、学徒としての本分を果たした息子を誉めたたえた。谷口は高等教育を受け

させてやりたかったという心情や、「今回の不慮の厄災のため少しでも学徒、父兄、学校の心にひびが入ってはならぬ。時に不平も愚痴もあろう。私としても法官の立場において云うべきものがあると考え」と述べている。しかしそうした個人的な心情を押さえて、「私情に沈んで退嬰することなく、寧ろ積極的に十三名の子供の働き残した分をさらに大きく確保しなければならぬ」との覚悟を綴った。この記事に対して『読売報知』記者は、遺族の悲痛な感情のなかに工場・学校・府県当局に対して「怨じるところが影のように走らなかったとはどうしていえよう」とコメントした。記者の立場から遺族の隠れた心情を読み取っていたのである。

5 三河地方の被害と救済

(1) 地震の発生と脱出

東南海地震は、午後1時35分に発生した。人々は活動中だったが、すぐに地震だと気付いた人もいれば、はじめは何が起ったのかわからなかった人もいた。必ずしも迅速に脱出できたわけではなく、揺れが激しく、立っていることが困難なほどであった。

「オデイで昼寝をしていた。揺れで驚いて家の前の畑に出た。家が右に左にと揺れて『転んでしまう』と思ったが、持ちこたえた」(男性・1919(大正8)年生まれ・現安城市和泉町で被災)^{註1}、「田でイネコキ(脱穀作業)をしていた。立つことさえ困難で、近くの家が倒れるのを、ただながめていた」(男性・1926(大正15)年生まれ・現西尾市上町で被災)、「学校で昼休み中だった。大きく揺れ出し、逃げようと思ったが、腰が抜けたようになって立ち上がれず、はって広い方へ移動した」(男性・1930(昭和5)年生まれ・現西尾市亀沢町で被災)、「家において、友人と2人で妹(1歳)の子守りをしていた。東西に揺れたので、あわてて家の前の畑に飛び出した。妹を家の中に忘れてきた(昼寝中)のが心配でたまらなかったが、すぐにはもどれなかった」(女性・1929(昭和4)年生まれ・現安城市東町で被災)という状況であった。

現安城市小川町で被災した神谷保一の手記によれば、はじめは「あまり大きくもない」と感じていたが、「其のうちに激動となり、大激震となって来た」状況と、周囲の人々の狼狽振りが記されている(資料2-1)。

資料 2-1 『遠州灘の大地震』

隣家の常一君の表でお竹さんと話をしてみたら、地震がきた。あまり大きくもない。ぐらぐらと揺れる。五秒、十秒、なかなか止みそうにない。其のうちに激動となり、大激動となって来た。お竹さんの前の人参峠へ腰を落として、あれよあれよと悲鳴をあげて居られる。

大地震の体験のない私は（濃尾地震には僅か五・六歳で）、その恐ろしさ、その被害等については、事実の体得がないから、間もなく止むと思っていたが、とうとう直立してはみられない揺れ方に、初めて地震の恐ろしさ強さというものに出逢った。人参峠へ知らずに入ってしまった。常一君の母親が大動揺している。棟が大蛇ののた打ち廻るが如くである。高く低くうねりを為している。波状をなしている。上下にもゆれる様な気がする。自宅はと見るとさらに甚だしい。まるで浮動してゐる。

荒海の船の如く揺れている。瓦があちこちに落ちる。

西風が強いので、あたりの騒音が耳に来ないが、あちらでも、此方でも、すさまじい響きをする。

子供が悲鳴をあげてゐる。

二・三分で止んだ。ほっとして皆々嘖然としてゐる。

家へ飛び込んで来た。母屋の建具がはずれてゐる。唐紙は大方はづれたり弓なりになつてゐたり、破損してゐる。中戸もころがってゐる。壁が落ちて乱極ない。紙障子は立ってゐるが、ビリビリに細かく破れてゐる。表口の壁が落ち、カメの汚水が流出して、地表一面濡れてゐる。仏間へ入って見ると、仏壇のお道具がころげて破れたのもある。壁が落ちると。茶の間はひどく壁が落ちた。亡き父が、こつて作った壁がむざんにもひびだらけになった。所々の柱にさけ目が生じてゐる。

家族達は前のぼとこで嘖然としてゐる。今の恐ろしさを語つてゐる。東の仁三郎さんの物置が倒壊してゐる。灰屋も傾いてゐる。

人々は三々五々集まって今の揺れ方や、自分の身の処置方や、あたりの変動を必死に語つている。

出典：神谷保一『三河地方の大震災』（個人蔵）

注）原文縦書き

(2) 安否確認

地震発生時に自宅などで家族とともにいた場合は、安否確認を容易にすることができた。しかし、外出中だった場合などでは確認が取れず、気をもむこともあった。

「名古屋に映画を見に行っていた。突然激しくゆれて停電となり、映画は中止となった。もう一本映画を見て午後5時くらいに家に帰ろうとすると名鉄も国鉄も不通になっていた。家に電話をしたが通じず、その夜は友人宅に泊めてもらった。翌日、家に帰ると、昨日から全く連絡が取れず、名古屋で亡くなったものと思い込んでいたらしく、家族は無事の帰宅を泣いて喜んでくれた」（男性・1930（昭和5）年生れ・現名古屋市西区で被災）、「学徒勤労動員の鳴海の工場で、外に飛び出した。作業は中止となり、帰宅となったが、電車（名鉄）が止まっていたので友人と歩いて帰った。その夜は友人宅に泊まり、翌日は友人宅から直接鳴海の工場に行った。翌日の夕方、2日ぶりに自宅に帰ると、父から『どこに行っていたんだ』と厳しく叱られた」（女性・1927（昭和2）年生れ・現名古屋市緑区で被災）という場合もあり、安否確認の大切さがうかがわれる。

(3) 救助活動

東南海地震は人が活動中の地震だったため、現安城市御幸本町で警防団の副団長をしていた竹内繁慶は、「早速警鐘ニテ団員の非常呼集ヲ行フ」とし、「倒壊家屋ノ下敷ニナリタル者アリタルモ、即時団員ヲ派遣ナシ、無事救助ヲナス」と迅速な対応が可能だったことを記している（資料2-2）。

ただ、三河地方で死者などの被害が相当出ているので（死者数計100人 碧海郡：19人、幡豆郡：60人、西加茂郡：1人、岡崎市：6人、額田郡：3人、豊橋市：5人、宝飯郡：0人、渥美郡：6人）、もっと様々な救助活動が行われたはずである。しかし、この約1か月後に起った三河地震があまりに激烈だったためか、救助活動の具体的な姿を記憶している被災者は、現時点では調査できていない。

資料2-2 『決議録及書留簿』

十二月七日
当安城地方ニ午後一時三十五分頃、突然大地震起ル
早速警鐘ニテ団員ノ非常呼集ヲ行フ
初震ヨリ終震マデ十六分
最初東西ニテ最後南北ニテ終ル
第一区内ニハ倒壊家屋多数アリ
死者一名（安城女子職業学校生ト^(個人名)商業部一年 十四歳^(ママ) 眼面打即死）
負傷者二名 安城女子職業学校生徒^(個人名)
^(個人名)（花ノ木） 計三名
倒壊家屋ノ下敷ニナリタル者アリタルモ、即時団員ヲ派遣
ナシ、無事救助ヲナス 花ノ木三名^{(個人名)の妻}及子供二人（栄町一名^(個人名)子供）
国民学校被害ナシ（国民学校初等科一、二年生ナル為メ 午前中ニ帰校サシタル為メ）
女子職業校 廊下一棟、玄関 倒壊
（コノ為メ生ト即死一名ト、負傷者二名ヲ出ス）
高等女学校 作法室ノ屋根瓦ノ被害
糧秣廠 三棟倒壊ス
千住被服廠（^(個人名)倉庫）
更生病院 病棟ノ大傾斜三、傾斜夥一、硝子ノ南西ハ全部破レル
レントゲン器機一、眼科耳鼻科器具、深部診療室等 数十万円位被害
（後略）

出典：竹内繁慶『決議録及書留簿』（個人蔵）

注）原文縦書き

(4) 災害援助

a. 被災者の生活

東南海地震では家屋が傾いたりしたが、多くの家では、約1か月後に起こった三河地震時のような長期間の避難生活には至らなかった。現高浜市呉竹町で被災した杉浦三男の日記によれば、地震当日の夜は警防団の夜警で不在だったが、翌朝戻ると、家屋の中で仮眠を取っている

(資料2-3)。また、風呂の煙突が破損したが、嫁いだ姉の家へ風呂をもらいに出かけている。けれども、震度7と推定され、21人の犠牲者が出た幡豆郡福地村（現西尾市東南部）では、「地震で母屋が倒れ、以降はワラ小屋（ワラで作った仮設住居）での生活になった」（男性・1930（昭和5）年生まれ・現西尾市斉藤町で被災）という場合もあった。また、「家族は倒壊を恐れて、多くは屋外で生活していた」（男性・1919（大正8）年生まれ・現碧南市湖西町で被災）こともあった。それでも、各家には井戸があり、水には困らなかった。また、ほとんどが農家だったため、基本的には食料も自給が可能であった。ただし、衣類や寝具、生活用品については、倒壊家屋の中から掘り出すなどして得ていた。また、三河地震ほど被害は甚大ではなく、「（隣の家は）東南海地震で家が倒れ、（三河地震の日まで自分の家で）一緒に生活していた」（女性・1936（昭和11）年生まれ・現西尾市斉藤町で被災）というような共助の関係が維持できていた。

資料2-3 『日記（昭和19年）』

十二月七日（木）晴曇天 強風

六時半（起床）

朝出かけに正一さんで大車のムシを締めてもらひ東山の稲架の跡を起して小麦を播き、終って父も自分も車を引いて、梨の西の大根畑へ、小麦を播いた。大根を引いて（三百本）、西の垣根にかけた。昼食後そうべの下の稲脱ぎを始めたが、一時三十六分大地震の為自分一人で母の自転車で、家へ帰り、被害を見て又、父母を呼びに行き、すぐ帰って、座敷のガラスを片付けた。後西の家の井戸場小屋の^(ママ)到れたのを片付けに行った。夜、昼夜線のみ電気来る。夜は警防団の夜警で組合へ出た。徹夜で、三度、村間を回った。

テツ夜

風呂なし（煙突破損のため）

十二月八日（金）晴曇天

五時頃飯を組合で食べて、六時解放後、家の上りはなの父母の夜具の中で、九時まで寝た後、大車でそうべの稲脱ぎに行った。父は、朝刈谷・高浜の親籍見舞いに行ったが皆無事だった。午後、大車で、車轆を家へ運び、又、リヤカーを取りに一度帰り、帰りにはハザと轆を引いてきた後、米三合（朝食の分）持って行きついでに伊佐男君宅で会計の印鑑をもらって、賢三さん（園長）へ二十円（先日義秋君送別会費）持っていった。夜は、姉の家へ、父と風呂をもらひに行き鶏飯をよばれた。

八時半（就寝）

出典：杉浦三男『日記（昭和19年）』（個人蔵）

注）原文縦書き

b. 行政の援助

愛知県碧海地方事務所によれば、12月17日の時点で、菓子と缶詰を特別配給したことがわかる（資料2-4）。ほかの援助物資については「別記」とあるが、その部分が欠落しているので詳しくはわからない。ただ、三河地震の援助物資は、下駄、土釜、土鍋、茶碗、皿、土瓶、コンロ、火鉢、炭団、塩鱈、缶詰、一般菓子、疎開学童菓子、酒、身欠鯿、メザシであることか

ら、これらとはそれほど変わらないものだったと考えられる。

興味深いのは、「非常災害時に於ける罹災児童及幼児の童心沈静の一助として」の絵本の配給である（資料2-5）。「ウサギサンノマリ」、「フクチャンノイモンブタイ」、「チイサナオトモダチ」、「オヤマノナカヨシ」の4冊が、被害状況（全半壊家屋）に応じて、碧海郡内の町村に分配されている。

資料2-4 「緊急町村長会議事項」

緊急町村長会議事項（十二月十七日午前十時 於碧海地方事務所）

震災緊急措置用木竹材使用ニ関スル件

今回ノ震災ニ対スル復旧用材並ニ竹材ニ関シテハ、目下生産地非災害地関係方面ニ於テ、個人手持材ヲ供出方
悠適中ニ付、若干ハ入荷ノ見込ナルモ、緊急ヲ要スルモノニ付、概ネ左記ニ依リ、特ニ町村長ニ於テ統制ヲ保チ、
出来得ル限り当所係員（別表）ト連絡ヲ密ニシ、運営ノ万全ヲ期セラレタシ

左記

一 震災家屋措置用木竹材ノ使用ニ関スル件

1 昭和十九年十月三日県令第二百二十九号木材配給統制規則施行細則ニ関スル事項

イ 第一条ニ基キ、素材生産業者以外ノ一般消費者ハ、用材一口二石末■一年間ヲ通ジ二十石
以内ノ売買及譲渡ヲ為スコトヲ得ルヲ以テ、緊急措置ヲ講ズルコト

ロ 第二条ニ基キ、災害者ガ森林所有者ナル場合ハ、一ヶ年七十五石以内ヲ自ラ使用又ハ消費シ
得ラルヽヲ以テ、緊急措置ヲ講ズルコト

2 手持用材非常伐出ニ関スル事項

手持用材（素材柱板等）ヲ非常供出セシメ 1 ノ イ ニ準ジ措置ヲ構ズルコト

3 昭和十九年七月二十日県告示第八百六十八号愛知県竹材集荷配給整備要項ニ関スル事項

第一条但シ書ニ基キ、災害者ガ竹林所有者ナル場合ハ、一ヶ年十束以内

ハ、自ラ使用又ハ消費シ得ラルヽヲ以テ、緊急措置ヲ講ズルコト

二 震災工作物ノ復旧手続ニ関スル件

今次震災ニ依ル罹災工作物ノ復旧ニ関シテハ、工作物築造統制規則ノ適用ヲ受クルモノニ付キテハ、

一元規模ヲ超エザル範囲ニ於テ為ス場合ニ限り、所定ノ手続ヲ要セズ。別示様式ニ依ル届書ニ、

復旧工作物ヲ明示、平面図ヲ添へ、昭和二十年一月末日迄ニ所轄警察署経由、届出セシム

ルコト

三 生活必需物資ノ特配ニ関スル件

曩ニ特配シタル菓子、缶詰ノ外、更ニ別記物資ヲ特配スベキ予定ニ付キ適宜配給ノ方途ヲ構ゼラレタシ

四 傷痍軍人及軍人遺家族ノ罹災者援護ニ関スル件

五 罹災勤労者援護ニ関スル件

六 米ノ供出促進ニ関スル件

本年産米ノ供出年内出荷別示ノ通り割当アリタルニ付、実績挙揚ニ努メラレタキコト

七 麦播促進ニ関スル件

本秋ノ天候不良ナリシト震災対策ノ為、麦播付、著シク遅延シタルヲ以テ、別示計画ニ依リ促進ヲ図ル

コトヲ致シタルニ就、農業会ヲ指導、食糧増産ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

出典：碧海地方事務所「緊急町村長会議事項」（安城市歴史博物館蔵）

注）1. 愛知県碧海地方事務所「昭和十九年十二月起 震災関係綴」内

2. 原文縦書き

資料 2-5 「絵本の送付について」

昭和十九年十二月十三日 日本出版配給統制株式会社 名古屋支店
碧海地方事務所殿

拝啓 先頃防空総本部及我社日配と協議ニ依り非常災害時に於ける罹災児童及幼児の童心沈静の一助として絵本を備蓄し非常事態発生の場合は之を活用する事と相成居候処去る七日、東海地方を襲い候強震に対し其災害他に概絵本を配給するやう愛知県当局より御指示有之候間別紙送り状の如く拝送申上候間貴着御査収相成度候使用途に就いては県御当局より貴所に御指示有之可し存候尚御多忙中誠に恐縮に御座候得共同封領収書折返し当方へ御差出相願ひ度候先は右御案内旁々御願ひ迄如斯御座候

出典：日本出版配給統制株式会社名古屋支店「絵本の送付について」（安城市歴史博物館蔵）

- 注） 1. 愛知県碧海地方事務所「昭和十九年十二月起 震災関係綴」内
2. 原文縦書き

(5) 復旧活動

a. 行政による復旧

もちろん、家族や親せきが、何らかの形で復旧援助を行ったのは、想像に難くない。また、警防団も活動を手伝ったと考えられる。

ただ、傾いた家を真っ直ぐに修復するなどの専門的技術を持って復旧活動にあたったのが、集落（大字）や町村レベルで地元の大工や鳶、瓦師などに依頼した「工作隊」である。碧海郡明治村大字西端（現碧南市北部）では、12月11日から工作隊の活動が始まり、真っ先に修理されたのが学校である（西端区「昭和十九年十二月 7 日 二十年一月十三日 工作隊員出勤簿」碧南市教育委員会蔵）。この日は、結局、11人の工作隊が作業にあっている。

b. 軍による復旧

現刈谷市小垣江町では、「豊橋部隊」が来援し、小垣江及びその周辺集落の復旧活動にあたった（資料 2-6）。地震翌日の12月8日には100人が来て、衣浦国民学校（現刈谷市立衣浦小学校）を宿舎にするるとともに、名鉄三河線の復旧工事を行っている。翌9日から11日までは、毎日25人が小垣の復旧にあたるるとともに、残りの75人は周辺の復旧活動を行ったと考えられる。

当時、現安城市和泉町、東端町、根崎町にわたる地域に、海軍の明治航空基地があった。「海軍明治航空基地から、補修用の材木が支給された」（男性・1927（昭和2）年生まれ・現安城市城ヶ入町で被災）というように、基地内に豊富にあった材木を、周辺の被災者に分配している。

資料 2-6 『震災復旧事務日誌』

<p>(昭和十九年十二月八日)</p> <p>一、同署長ヨリ指図セラレタル豊橋部隊約百名ノ来援アリ 午後四時半隊長中尉指揮ノ下ニ到着ス依テ軍隊ノ 宿舎 寝具 食料等ノ準備ヲナシタルモ 軍隊宿舎ハ刈谷町衣浦国民学校ヲ充テラレシヲ以テ 之ニ関スル設 営ハ無用トナリタリ軍隊ハ工作隊ト合体シテ 名鉄三河線(刈谷小垣江間)ノ破損ケ所ノ修理をナセリ 夜間 十時半頃完成ヲ告ゲタリト</p> <p>(中略)</p> <p>一、夜九時ヨリ軍隊及工作隊ノ明日ノ作業予定打合セノタメ永見区長代理二名名鉄現場及刈谷町役場ニ出張セ リ 明日ノ作業ニ対シテハ軍隊ハ一ケ小隊ノ小隊ヲ割当テラル而シテ明朝七時ヲ帰シ隊長現場ニ出張視察ヲ ナシテ其ノ結果ニ依リテ今後ノ考慮ヲナスト回答アリ事務所視察ハ事務繁忙 午後十二時過ぎ解散セリ</p> <p>十二月九日</p> <p>一、午前七時 山口区長代理ハ軍隊作業隊長現場視察ノタメ案内ヲナスベク出発セリ</p> <p>一、午前八時 杉浦清水兩名ハ出動部隊受入ノタメ現場出張ス本日ハ二十五名ノ部隊ハ超円時庫裡整理ノタメ 応援作業ヲ許可セラル</p>

出典：依佐美村役場臨時出張所『震災復興事務日誌』(刈谷市教育委員会蔵)
注) 原文縦書き

(6) その他の被害影響

碧海郡明治村では、明治第二国民学校(現碧南市立西端)の校舎復旧工事のため、3万5,000円の起債を行っている(資料2-7)。地震という災害の後に残されたものは、結局、借金だったのである。

資料 2-7 「起債ノ方法利息ノ定率及償還方法ノ件」

第四号議案	
起債ノ方法利息ノ定率及償還方法ノ件	
本村立明治第二国民学校罹災校舎復旧工事費支弁為之	
ガ起債ノ方法利息ノ定率及償還方法左記ノ通り定ムルモノトス	
昭和十九年十二月三十日提出	
愛知県碧海郡明治村長加藤喜衛	
記	
起債ノ方法利息ノ定率及償還方法	
一、起債ノ金額	金参萬五千元也
二、起債ノ目的	明治第二国民学校罹災校舎復旧工事費支弁為
三、借入金利率	年四分以内
四、借入先	大蔵省預金部及銀行其他
五、借入時期	昭和十九年度中

出典：愛知県碧海郡明治村長 加藤喜衛「起債ノ方法利息ノ定率及償還方法ノ件」(安城市歴史博物館蔵)
注) 1. 愛知県碧海地方事務所「昭和十九年十二月起 震災関係綴」内
2. 原文縦書き

【第2章第2節1注釈】

- 注1 「坂田滋子日記」(半田高等女学校4年生)『続半田の戦争記録』, 325.
- 注2 『半田の戦争記録』半田市誌編さん委員会, 1995年, 349. 中島飛行機製作所の一般従業員・徴用工・女子挺身隊の支社は57人であった。
- 注3 「金山政喜学徒動員日記」『半田の戦争記録』, 254.
- 注4 『半田の戦争記録』, 4.
- 注5 「烏丸商業学徒の地震・空襲体験記」『半田の戦争記録』5.
- 注6 半田空襲と戦争を記録する会編『続半田の戦争記録』半田市, 2006年, 143.
- 注7 『続半田の戦争記録』, 205.
- 注8 『続半田の戦争記録』, 206.
- 注9 『続半田の戦争記録』, 217.
- 注10 『続半田の戦争記録』, 243.
- 注11 『続半田の戦争記録』, 253.
- 注12 学徒労働員記録編集会編『紅の血は燃ゆる』読売新聞社, 1971年, 170.
- 注13 『紅の血は燃ゆる』, 178.
- 注14 『愛知県史』資料編27, 愛知県, 787-789.
- 注15 「東海地方震災ニ関スル件」『愛知県史』資料編27, 790-791.
- 注16 『昭和19年12月7日ノ地震ニ関スル踏査報告』愛知県総務部消防防災課, 1975年復刻, 6-9.
- 注17 『昭和19年12月7日震災記録』(愛知県図書館架蔵複写本)。
- 注18 各種資料に基づいた愛知県内の被害状況については、既に飯田汲事の労作があり、市町村毎の被害家屋、死者負傷者数が詳細に調査されている(『昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布』)。
- 注19 『昭和19年12月7日震災記録』。
- 注20 こうした工場の中には瀬戸や常滑といった陶磁器生産地の被害が大きかった(『昭和19年12月7日震災記録』)。
- 注21 『昭和19年12月7日震災記録』。
- 注22 『震災関係書類綴』愛知県公文書館所蔵。
- 注23 『武豊町誌』本文編, 武豊町, 1984年, 626.
- 注24 『中部日本新聞』1944(昭和19)年12月13日号。
- 注25 『昭和19年12月7日震災記録』。ことに軍需工場の復旧のために、軍隊・警防団・緊急工作隊が労力・トラック・荷車などを集中的に配置して、総力を挙げて取り組む方針が示された。
- 注26 『昭和19年12月7日震災記録』。
- 注27 『中部日本新聞』1944(昭和19)年12月16日号。
- 注28 『中部日本新聞』1944(昭和19)年12月9日号。
- 注29 愛知県でも傷痕軍人・出征軍人の遺家族への特別の配慮に取り組み、被害状況の調査、応急見舞金の交付、生産資金の貸し付けなどに向けての準備を進めた(『昭和19年12月7日震災記録』)。
- 注30 『中部日本新聞』1944(昭和19)年12月10日号。
- 注31 『中部日本新聞』1944(昭和19)年12月14日号。被害が甚大であった名古屋市南部地域には名古屋市衛生課の防疫班が派遣され、また防疫対策として愛知県は名古屋市に対してし尿くみ取りを早急に進めるように指示している。さらに愛知県では冬期であるため、風邪流行に注意するよう通達を出している(『昭和19年12月7日震災記録』)。
- 注32 『半田の戦争記録』6.
- 注33 『続半田の戦争記録』147.
- 注34 山下文男『星は移り雲は流れても——戦時下の東南海大地震秘話——』童心社, 1992年, 131-133.

注35 『紅の血は燃ゆる』196. 1945年7月24日に空襲を受けて100名を越える犠牲者を出した半田空襲の死者の葬儀も同様だった。浜松工業専門学校から中島飛行機製作所に学徒動員に来ていた中川公は、「葬儀ではなく死体処理の作業が我々を待っていた」と書いている。火葬場の裏山に溝が掘ってあって、棺に入れられた遺体をそこに並べて火葬にしたのであった（『続半田の戦争記録』233-234.）。

注36 『わすれじの記——三河地震による形原の被災記録——』同編集委員会, 1977年, 147, 178, 180.

注37 『紅の血は燃ゆる』266-269.

注38 『紅の血は燃ゆる』276-278.

注39 『紅の血は燃ゆる』279-281.

【第2章第2節5注釈】

注1 被災者の証言については、安城市歴史博物館（2006）「三河地震被災者への聞き取り調査概要」『三河地震 — 直下型地震の恐怖—』より引用。

第3節 静岡県の被害・救済

1 はじめに

東南海地震が発生した時期は、太平洋戦争もあと8か月で終戦を迎える時期で、当時の社会情勢から、十分な調査、報告が行われず、また、浜松市のように既に始まった米軍の空爆による被災との識別が不十分のままさらなる空襲を受けたり、戦災で資料の焼失、終戦の混乱による資料の逸散などにより、その被害の詳細は明らかでない。

戦後発掘された数少ない資料と、飯田汲事などの研究努力によって次第にその全貌が明らかになりつつある中、1976（昭和51）年に東海地震説が提唱された。静岡県では東海地震対策推進のための基礎的資料として、同じタイプの地震として同様な被害が想定される東南海地震の教訓を掘り起こすことは、東海地震対策初期の重要な課題となった。この取り組みは1980年代半ばまでに一定の成果を上げた。本稿ではこれらの成果を中心に、東南海地震における静岡県の被害の概要を記す。

この地震により、静岡県では、静岡市清水区の巴川流域、菊川市・掛川市の菊川中下流域、袋井市・磐田市の太田川中下流域の軟弱地盤を中心に、揺れによる大きな被害が発生した。このほか、牧之原市の萩間川・勝間田川沿いの地域、浜松市・磐田市の天竜川下流域、浜松市・湖西市などの浜名湖沿岸でも被害が大きかった。津波による静岡県内の被害は、伊豆半島の下田市で発生したほかは、遠州灘沿岸や駿河湾内ではほとんど発生していない。

発災直後の1944（昭和19）年12月15日作成の静岡県による「震災の状況と応急対応」によれば、静岡県の被害状況は死者281人、重傷者219人、軽傷者443人、住家全潰6,914戸（内全焼8戸）、住家半潰7,656戸、浸水家屋床上75戸、浸水家屋床下350戸であった（表2-4）。

1977（昭和52）年飯田汲事「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」によれば、この地震による静岡県の被害は、全壊家屋6,970棟、半壊9,522棟、死亡・行方不明者295人、負傷者823人とされる。

図2-1に、静岡県における住家被害率分布を示す。ここで言う被害率とは全壊戸数に半壊戸数の1/2を加え総戸数で割ったものである。また、飯田は住宅全壊率が30%以上を震度7、30%以下を震度6、煙突や石垣などの破壊したところを震度5として、町村別震度分布図（図2-2）を示している。太田川と菊川の中下流域に震度7がみられる。市町村ごとの全壊率を集落ごとにみれば、震度7、つまり全壊率30%以上になるところが89か所になるといえる。

地震の規模の割りに、死者が少なかったといわれている。昼間の発生で、倒壊家屋からの脱出、直後の救出などが深夜の震災と比べ比較的容易だったこと、戸外で働いていた人も多かったこと、炊事時間帯から外れていたため延焼火災の発生がなかったこと、既に始まっていた空襲に対する警防組織の力も働いたことなどが、その要因としてあげられている。三重県と違い静岡県では津波被害がほとんどなかったことも、死者が少なかった要因であろう。

表 2-4 静岡県の被害状況

郡市別	世帯数	死者 人	負傷者・人		住家		非住家		浸水	
			重傷	軽傷	全壊	半壊	全壊	半壊	床上	床下
加茂郡	16,918					39		16	75	350
富士郡	21,008		1	8	3	89	15	52		
庵原郡	15,016	1		6	106	171	51	35		
安倍郡	6,393	1				4	10	15		
志太郡	30,218		1	1	2	35	12	14		
榛原郡	18,368	2	6	13	118	192	195	344		
小笠郡	21,606	20	12	24	1,154 内全焼 4	1,407	840	1,284		
周智郡	9,359	34	7	29	522	633	396	388		
磐田郡	27,069	141	74	138	3,059	1,875	2,405	2,199		
浜名郡	30,934	40	33	85	854 内全焼 1	1,288	513	692		
引佐郡	9,259					48	24	38		
浜松市	32,760	23	60	54	31	467	128	154		
清水市	12,787	19	25	85	837 内全焼 3	1,408	75	54		
計	251,695	281	219	443	6,914	7,656	4,664	5,285	75	350

出典：静岡県『震災の状況と応急対応』

注) 昭和19年12月15日現在・世帯数は昭和15年調

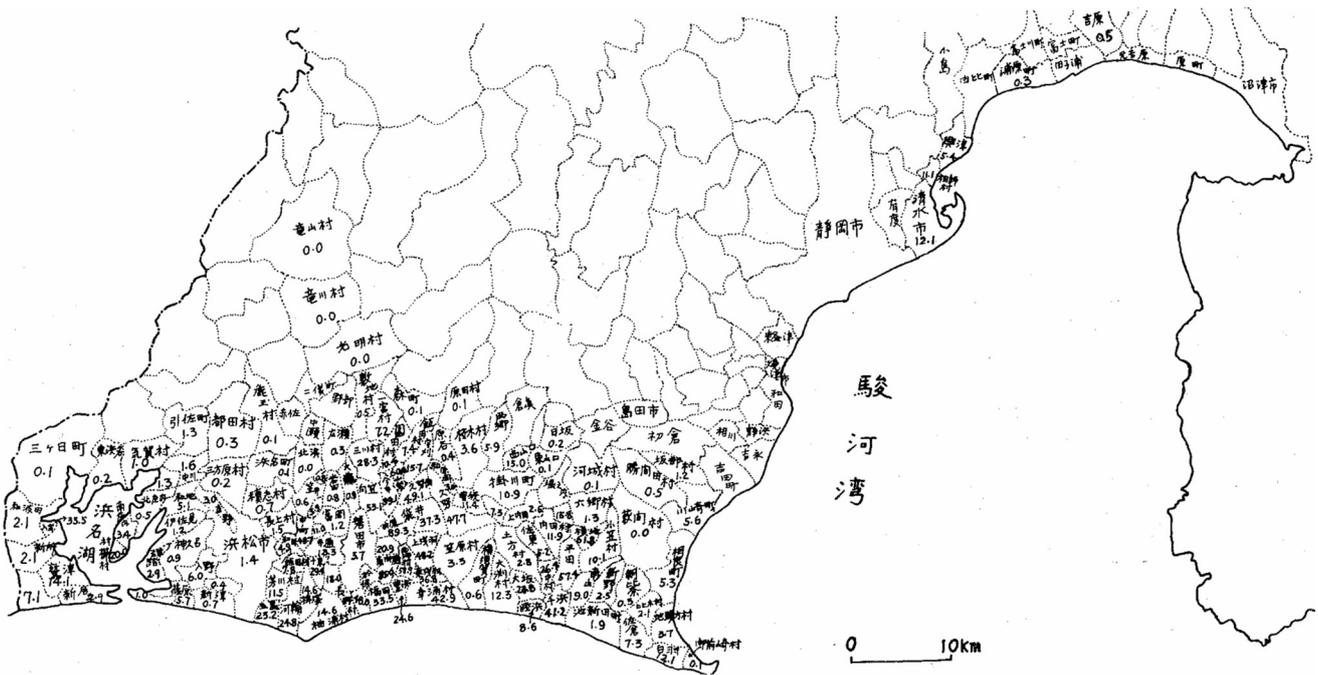


図 2-1 静岡県の町村別被害率図 (飯田、1977)

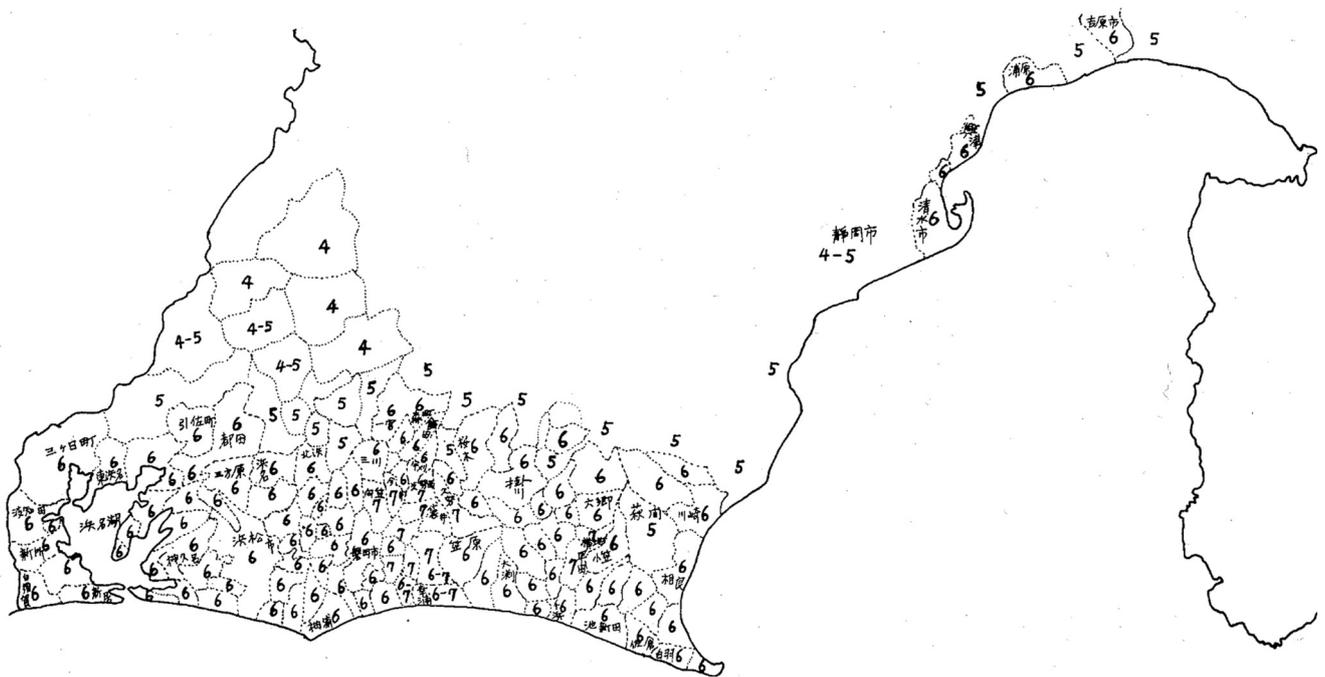


図 2-2 静岡県の町村別震度分布図 (飯田,1977)

2 中遠地方にみる軟弱地盤と家屋倒壊被害

既に述べたように、東南海地震における静岡県の被害の特徴は、太田川、菊川、巴川中下流域の軟弱地盤における家屋倒壊率の高さと、遠江地方で広範にみられた地盤の液状化現象といえる。

大庭正八は、1957(昭和32)年、遠江地方の被害の詳細を調査し、木造家屋の倒壊と、軟弱地盤との相関を詳しく報告している。大庭は、1982(昭和57)年東南海地震記録編集委員会に参画し、被害状況の追加、見直しを行っている。ここでは、同編集委員会編「昭和19年東南海地震の記録」によって、遠江地方の内、太田川流域、菊川流域を中心とする中遠地方の被害を見てみよう。

(1) 軟弱な厚い泥質地盤での全壊家屋の集中

太田川を中心とした地域には当時22町村、157集落があり、1万3,553戸の住家のうち、全壊2,871戸、半壊1,457戸で、住家全壊率は21%に達する。被害の高かった町村を表2-5に示す。中でも、旧今井村(現袋井市今井)の住居全壊率は98.5%と極めて高く、次いで旧南御厨村(現磐田市南御厨、同福田北地区)61.7%となるが、集落ごとに見れば、住家全壊率80%以上の集落は、旧今井村、旧田原村(現磐田市田原、旧南御厨村(現磐田市南御厨)、旧向笠村(現磐田市向笠)、旧袋井町(現袋井市西地区)、旧久努西村(現袋井市北地区)、旧久努村(現袋井市東地区)、旧上浅羽村(現袋井市浅羽北地区)に出現した。

これらの住家全壊率の高い集落は、いずれも、太田川中下流域の軟弱な泥質の地質からなる沖積平野に位置し、同じ村内でも、洪積台地上の集落、丘陵地上の集落の被害は極端に少ない。図2-3に「太田川低地の表層地盤と軟弱層の等厚線」、図2-4に「太田川低地の住家全壊率分布」を示す。

この地域の地形は、西から、天竜川右岸平野、磐田原台地、太田川・原野谷川の沖積平野、小笠山丘陵と展開する。磐田原台地は昔の天竜川の、小笠山丘陵は昔の大井川の扇状地で、ともに礫層を主体としてできている。両者に挟まれ、南を遠州灘海岸の砂丘によってさえぎられた盆地状の地域に、

太田川・原野谷川などにより埋め立てられた泥質の軟弱な地盤からなる平野が形成されている。N値15以下の軟弱な層の厚さは最深部では40mを超える。図2-3と図2-4に見られるように、N値15以下の軟弱な層の厚さ10m以上の地域に、住家全壊率20%以上の地域が集中する。

菊川を中心とした地域には当時16町村、151集落があり、8,164戸の住家のうち、全壊770戸、半壊780戸で、住家全壊率は9%に達した。被害の高かった町村を表2-6に示す。町村として住家全壊率50%を超えた町村はなかったが、集落ごとで見れば、旧平田村(現菊川市小笠北地区)、旧横地村(現菊川市横地)、旧土方村(現掛川市中)、旧内田村(現菊川市内田)に住家全壊率50%以上の集落が見られる。

太田川を中心とした地域と同様、菊川の下流域もまた、西の小笠丘陵、東の牧之原台地と遠州灘海岸の砂丘に囲まれた盆地状の地域に泥質の軟弱な地盤からなる平野が形成されていて、N値15以下の軟弱な層の厚さ10m以上の地域に、住家全壊率20%以上の地域が集中する。

表2-5 太田川流域で被害の大きかった町村

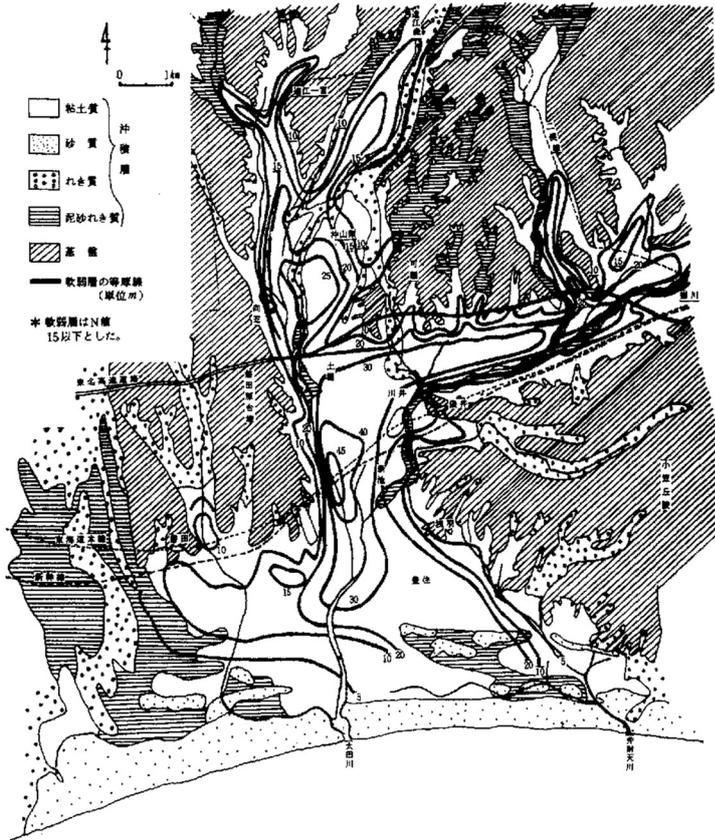
町村名(旧名)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
今井村	17	322	22	99.1
田原村	3	300	75	89.3
南御厨村	4	183	206	85.6
山梨町	26	244	264	60.4
西浅羽村	6	131	141	58.9
向笠村	2	125	130	53.1
久努村	8	197	75	49.1
上浅羽村	9	218	100	48.2
於保村	2	91	228	48.0
久努村	4	220	160	47.7
幸浦村	6	120	180	42.9
袋井町	67	586	142	37.3
東浅羽村	1	76	48	36.8
福田町	6	239	281	33.5
三川村	12	117	50	28.3

出典：『静岡県史』、元データは(飯田,1977)

表2-6 菊川流域で被害の大きかった村

町村名(旧名)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
横地村	4	157	48	61.8
平田村	8	324	206	57.4
千浜村	4	128	252	41.2
中村	1	89	43	26.4
大坂村		81	77	23.8
加茂村		33	20	15.8
内田村		39	32	11.9

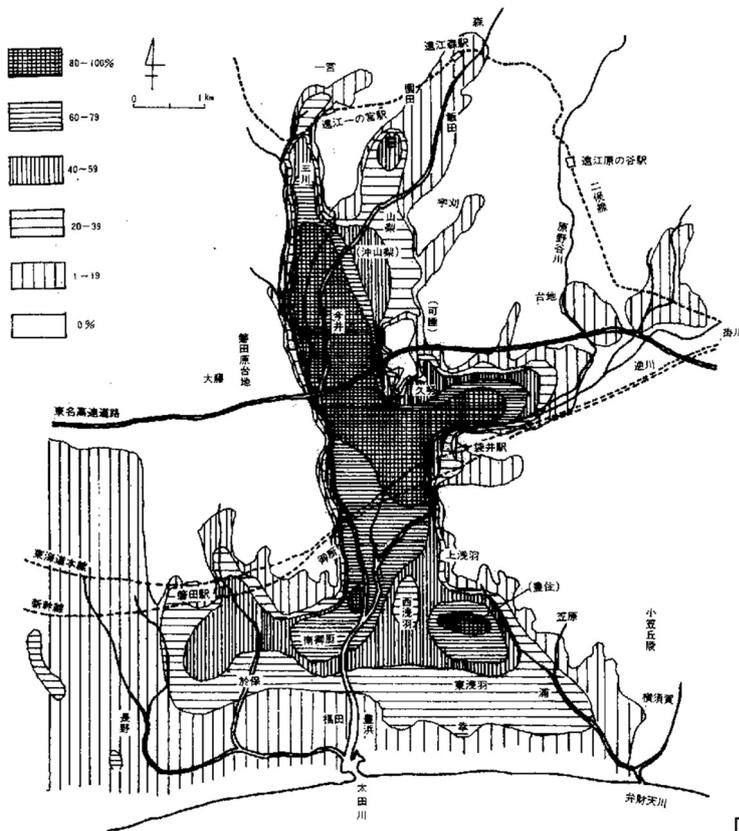
出典：『静岡県史』、元データは(飯田,1977)



(地震災害の地学的基礎条件図-浜松・袋井地区、1972に一部加筆)

図2-3 太田川流域の表層地盤と軟弱層の等厚線

出典：『昭和19年東南海地震の記録』



地名は旧町村名を、()はおもな集落名を示す。

(大庭、1957)

図2-4 太田川低地の住宅全壊率分布

出典：『昭和19年東南海地震の記録』

(2) 洪積台地等の家屋被害

軟弱な低地の住居被害率に比して、磐田原台地や小笠山丘陵などの住居被害率は明瞭に低い。

例えば旧向笠村の事例を見よう。旧向笠村には、同一集落内に「里」と呼ばれる太田川低地上の集落と「原」といわれる磐田原台地上の集落の両者を持つ集落が存在する。太田川低地は、厚さ20m以上泥質の軟弱地盤で、磐田原台地は、礫層主体の洪積台地である。旧向笠村の「里」地区は、全戸数242戸、うち全壊住家121戸、半壊住家56戸で、住家全壊率は50%であるのに対し、「原」地区は全戸数127戸、内全壊住家4戸、半壊住家1戸で、住家全壊率は3%となっている。

旧平田村堂山(現菊川市小笠北地区)のように、厚さ20m以上の軟弱地盤層の中にある集落であるが、集落内の第三紀の基盤岩類が地表近くまで高まりを見せている場所では、周辺が全壊しているにもかかわらずほとんど被害を受けていない。

このように、当地域の住家全壊被害は、軟弱地盤が10m以上の地域に集中するが、必ずしも軟弱地盤の厚さに相関していない。太田川地域にしても、菊川地域にしても、軟弱地盤の厚さの分布と住家全壊率とは一致しない。これは、住家被害が単に軟弱地盤の厚さだけでなく、表層部の地質、泥・砂・礫などの地質条件も関係することを物語っている。しばしば集落が位置する自然堤防などでは、泥質な軟弱層の中に挟まれる砂層の分布状況の違いなどが影響しているのだろう。

(3) 地盤の液状化と地割れ・盛土崩壊

遠州地方で、広範に地盤の液状化現象が見られたことも、東南海地震の大きな特徴である。1984(昭和59)年「昭和19年東南海地震の教訓」編集委員会編『昭和19年東南海地震の教訓』には、**図2-5**に見られるように、天竜川右岸から太田川流域にかけての平野部では、実に796か所で液状化現象が見られたとのアンケート調査結果が報告されている。この地域の平野部のほぼ全域で液状化現象が見られたことがわかる。

地盤の液状化とは、静かなときにはお互いの摩擦で適当な隙間を持って安定していた砂の粒が、地震で揺すられることによりすき間を持った構造が壊れ、すき間にあった地下水が流動し出す。この流動し出した水に砂粒自体が浮いたような状態になり、全体が泥水のような流体の振る舞いをするようになるのが液状化現象である。液体の振る舞いをするようになるので当然地盤は建物を支える力を失う。

地表面象としては、噴泥・噴砂現象を伴う噴水現象がみられ、地盤が支持力をなくすので建物が倒れたり、基礎の不等沈下を起こしたりして建物被害が発生する。地盤の液状化は、地下水位が高い、砂の多い地盤で起きやすい。

『昭和19年東南海地震の教訓』記載の事例を見てみよう。

「旧浅羽町(現袋井市)中や西浅羽地区内の旧河川敷にある両側の田んぼからは、あちこちで噴砂が見られた。」

「旧福田町（現磐田市）豊浜の〇〇さんの家は、太田川の旧河川敷を埋め立てたところで、地震の時、屋敷の地面から、昔の川の方法に直線状に並んで泥水が噴出した。」

「旧福田町（現磐田市）のぼう僧川の南には、芝地とよばれる砂地が広がり、ここでは地震のとき、直径20～30cmくらいの富士山によく似た形の砂山が無数にできた。」

「旧竜洋町（現磐田市）宮本の旧十束国民学校の校庭は、周囲の水田より40cm程高かったが、全体が10cm位の深さの水で覆われてしまった。」

このように、液状化現象は、地表に水が見られるかどうかではなく、地中に含まれる水が関わるので、旧福田町豊浜の例のように、宅地でも液状化現象は起こり得る。1944（昭和19）年の東南海地震の時には田畑であった地域が、現在広範に宅地化しており、大地震時の被害の拡大が懸念されている。

なお、1986（昭和61）年静岡県地震対策課編『東南海地震の全体像』に地盤の液状化現象について資料整理が報告されており、それによれば、旧清水市三保の砂噴出記録を津波痕跡との混同の疑いが多いとして液状化記録として採用せず、液状化記録のある市町村は、旧白羽村（現御前崎市）以西の42町村としている。これらの町村は2村の例外を除いて、1977（昭和52）年飯田汲事「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」による、震度6、7の町村である。しかしながら、『東南海地震の全体像』で同時に報告されているアンケート調査結果を見れば、旧富士市（現富士市）、旧清水市（現静岡市清水区）、旧静岡市（現静岡市）、旧藤枝市（現藤枝市）、旧島田市（現島田市）、旧榛原町（現牧之原市）で液状化現象に対応する「地面から水・砂・泥が噴出した」項に回答がある。これらの地域はいずれも1977年飯田汲事による震度5～6の町村と考えるとよいだろう。

また、「昭和19年東南海地震の教訓」には、地割れについてのアンケート調査も報告されている。それには、天竜川右岸から太田川流域にかけての平野部では1,859か所にのぼる地割れの報告がされている。地割れの多くは、道路や堤防で生じ、亀裂の方向は、多くは道路の延長方向にのびていることと、そして、これらは土盛りして作った道路や堤防の盛土が、震動によって横に崩れたためと報告している。

盛土崩壊、陥没、沈下で大きな被害を受けたものに鉄道がある。東海道本線は掛川～磐田間の5か所で盛土崩壊、路盤の陥没、沈下が起き、深さ数十cmの陥没や、太田川鉄橋の東側で起きた盛土崩壊では、2mもの沈下が発生した。こ

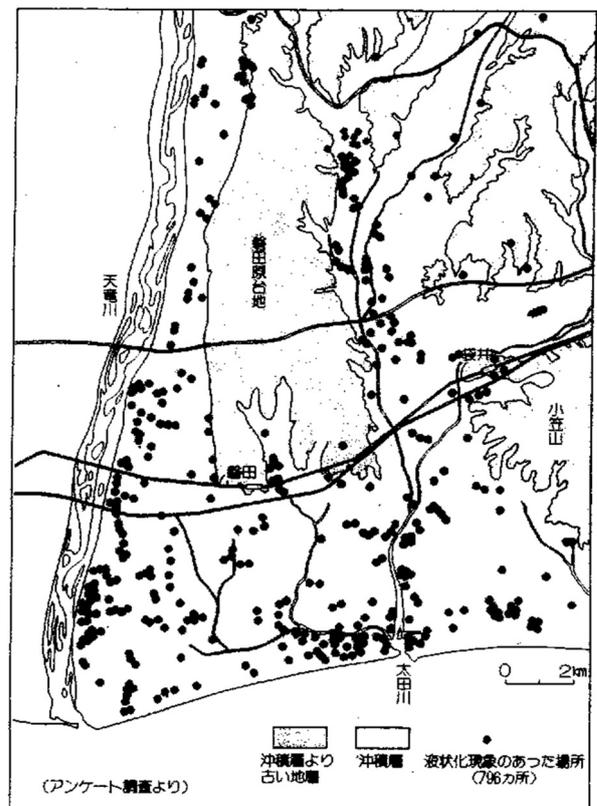


図2-5 中遠地域で見られた液状化地点

出典：『昭和19年東南海地震の教訓』

ここではガソリンを積んでいた貨車が北側に横転、転落し、炎上した。静岡県下では、東海道本線は天竜川鉄橋の被災、鷺津～新所原間で7か所で盛土崩壊、路盤の陥没、沈下が起きた。復旧には軍が動員され、56時間後の9日21時30分、単線による開通を、15日18時45分には複線による応急開通した。盛土崩壊、路盤の陥没、沈下はいずれも軟弱地盤の比較的高い盛土部分に生じている。

3 体験談に見る中遠地方の被災の実態

市町村別で最多の犠牲者を出したとされる袋井町での死者67人のうち、約3分の2が小学生と保育園園児であった。中でも袋井町西国民学校と、袋井町保育園の状況は痛ましい。『袋井町震災誌』は、「西国民学校に於いては時恰も授業中にて児童の惨死せる者貳拾名、負傷者参拾名を出すに至る。袋井町保育園は、(中略)創立僅に三年、園舎も新築後僅かに二ヶ年にして全潰し、幼児の大部分は四、五歳なるを以って屋外にのがる、あたわず、死者二十一名の犠牲者を出し、保母木野てる氏は二人の幼児を抱きたるまま職に、保母鈴木いつ子氏も負傷するなど一瞬にして、袋井町は阿鼻叫喚の巷となる。西校倒壊の為、愛児の安否を心配して、自家の全潰を忘れて駆けつける父兄、保育園にわが身の危険を省みず、泣き叫びつつ飛び来る母姉、・・・」とその惨状を伝えている。西国民学校では、倒壊した校舎に251名の児童が下敷きとなり、袋井町保育園では3名の保母、80人の園児が園舎の下敷きになっている。救出には父母兄弟のみならず、警防団や、袋井商業学校に駐屯していた陸軍や、袋井工業学校生徒なども駆けつける。

当時、西国民学校4年の筒井千鶴子氏は次の様に記している。第5時限の習字の時間、地震が揺れ始めるとみんなが一斉に先生のいる前の方へ、かけだしていった。その時、「先生は大きな声で、『外へ出てはいけない』と、いって出入り口のところへ、立ちふさがりました、でも、異様な出来事にみんなは、外に出ようと思いました。何がなんだかわからないけれども、外に出なければ、どうしても外に出たいという気持ちになってしまったのだらうと思います。先生は、この状態を爆風だと思われていたようです。当時は、太平洋戦争時代で、学校での訓練は、空襲の時の避難のことだけであり、地震については何も行われてはいませんでした。私は、地震がどんなものかも全く知りませんでした。だから後ろの方にも出入口があったのに、誰ひとりとしてそちらへは行きませんでした。早く前の方へ行った人たちは、外へとび出しましたがほとんどの人は、校舎の下じきになってしまったのです。(中略)走っている体は校舎の揺れで思うようになりません。よろよろとよろけながら、前の方の机にぶつかりころんでしまいました。その時です。『ゴウー』という音と共にあたりが急にまっ暗になってしまいました。」筒井氏は、落ちてきた梁が机に支えられてできた床との空間に助けられ、救出されているが、割れた窓ガラスの破片が体に刺さり死亡した児童や、廊下に飛び出した児童が直接大きな梁の下敷きになってしまったことなどを語っている。

地震が起きた瞬間、「空襲か」と間違え、地震から逃れるタイミングを失った例もある。山梨町周南国民学校では農家への勤労奉仕に出かける途中、地震に遭遇する。「なれない手に鍬を持ち、ざる箕をもって学校を出た。辻本菓子店のところまで来た時、突如として一大音響とともに大地が動いた。指揮者の稲葉先生は爆撃と直感したのか『伏せ!!』と大声で命令した。子供は学校で常々訓練されているので、何のためらいもなく、道路に沿う家かげの溝に伏せた。ところが敵機の爆撃ではなく、大地はぐらぐらと揺れ、地震と気がついたが、立つことも歩くこともできなく、泣いて大地にしがみついていた。その上に、もうもうたる土煙をあげ、大音響と共に、辻本の家が倒れてきた。」(近藤好雄) ここでは7名の児童の死者、5名の児童の負傷者が出た。死者の中の2名は学童疎開で来ていた東京原宿国民学校の児童である。

「毎日のように空襲のあった頃でしたので、最初のうちは『爆弾が近所に落ちたのかな?』などと思っておりました。そのうちに先生が『伏せ』をするようにおっしゃったので、しばらく伏せをしておりましたが、先生は『伏せはだめだから、運動場の方へ出なさい。』と指示されました。私は夢中で、まん中まで来たところ、立っていられなくて、ころころと転がってしまいました。(中略)後ろの2階の校舎では上級生が授業をしていましたが、皆とび出して来て、倒れた校舎の下敷きとなり、高等2年の女子が1人なくなりました。」(当時田原国民学校5年高橋うめ子氏)

せっかく運動場に出たのに校舎に引き返して犠牲になった児童もいる。上浅羽国民学校2年だった藤本みよ子氏の記録、「5時間目の書き方の時間だったと思うが、急にぐらぐらっときた。先生の『地震・・・』という大声に、私たちはころがるように外へ出た。(中略)しばらくしてダダッダダッという大音響と風圧と共に校舎の庇が落ちた。(中略)クラスメイトの原田やえさんが、かばんを取りに戻ったところを、庇の下敷きになって死亡した。」

住居全潰率が最も高かった今井村でも国民学校の校舎は全潰したが、午後は休校だったため、児童の犠牲者が出なかったという。

三川国民学校でも校舎の大半が倒壊したが、全校体育などで児童の大部分は教室にいない。たまたま忘れ物を取りに来た児童と、居残っていた2年生の一部児童が犠牲になった。1名は倒れた門柱で、7名は廊下から出ようとして犠牲になる。全校生徒が教室にいれば被害はもっとひどかっただろうと、当時の高等科2年男子担任の金原馨氏は回顧している。

食糧不足から食糧増産が叫ばれていた時代で、先の周南国民学校の事例のように農家への勤労奉仕や、どんぐり拾い、茶の実拾いに駆り出されたりして教室におらず、難を逃れたという例も多い。児童ばかりでなく、多くの農家もまた忙しく、野良に出ていて難を逃れられたということがいえよう。

また、西国民学校4年筒井千鶴子氏、田原国民学校5年高橋うめ子氏、上浅羽国民学校2年藤本みよ子氏の記録に見られるように、初期微動から、主要動の中の大きな揺れに至るまでの時間が長く、逃げ出す時間がかなりあったケースも多かったと推測され、これも死者が少なかった要因として挙げられるだろう。

4 旧清水市の被害

太田川、菊川の中下流域について被害の大きかったのは、旧清水市(現静岡市清水区)の巴川下流域である。その被害は表2-7に示す。

被害は、ほぼ、東海道線の北側約0.5km沿いの東西長さ約1.5kmを底辺

とし、河口方向である南南東へ約2.5kmに頂点を持つ三角形の地域に被害率10%以上の地域が集中する。(ここでの被害率は、総戸数に対する(全壊+1/2半壊)の割合である)。さらにその中でも、上一丁目(被害率61.9%)の周辺と、松井町・幸町(被害率58.0%及び62.8%)の周辺の2か所に高被害率地域を持つ、かなり局所的な被害分布となっている。

この巴川下流域は泥質層と砂州堆積物からなる軟弱地盤ではあるが、巴川流域としての軟弱地盤の主体は数km上流(西方)の、旧高部村・旧有度村(いずれも現静岡市清水区)にあって、軟弱地盤の厚さは30mにも及ぶ。しかし、ここでは東南海地震で大きな被害は発生していない。松井町・幸町周辺の軟弱地盤の厚さは5m以上あるが、上一丁目周辺では軟弱地盤はさほど厚くない。ここでも、太田川・菊川流域で見られたように、住家被害は単純に軟弱層の厚さだけでなく、液状化危険度、局所的な泥質層・砂層の堆積状況などを勘案して考える必要があるといえよう。

表2-7 清水市各地区の被害状況

地区(当時)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
辻	3	110	205	10.7
江尻	4	51	139	5.0
入江	2	105	142	9.6
岡	4	233	420	18.7
清水	3	233	317	15.8
不二見	1	105	171	13.2
駒越		3	1	0.6
三保	2		8	0.2

出典：静岡県地震対策課『東南海地震の全体像』

5 旧清水市を除く静岡県中部・東部の被害

旧榛原郡南部では、旧白羽村(現御前崎町)、旧川崎町(現牧之原市)、旧相良町(現牧之原市)で、被害が大きかった(表2-8)。

旧白羽村は湿地の跡地、旧川崎町、旧相良町では、砂丘後背地の軟弱地盤の地域に被害が集中している。

志太平野では、ほとんど被害が出ていない。1977(昭和52)年飯田汲事「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」には、旧広幡村(現藤枝市)全壊住家2戸、半壊住家10戸、旧葉梨村(現藤枝市)半壊住家3戸を報告している。被災集落は特定できなかったが、両村とも朝比奈川下流域の軟弱地盤の分布域である。

静岡清水平野には、巴川の上中流域にあたる、旧飯田村、旧高部村、旧有度村(いずれも、現静岡市清水区)、旧静岡市(現静岡市葵区)にも広範な最深部が30mにも及ぶような軟弱地盤が分布し、また旧静岡市域(現静岡市駿河区)の有度丘陵西辺の大谷川流域にも広範な軟弱地盤が分布するが、東南海地震ではほとんど被害が出ていない。これらの地域の軟弱地盤上の集落は、

東南海地震の9年前に発生した1935（昭和10）年7月11日の静岡強震時にはいずれも全壊率20%以上の被害を被った地域であったことと対照的である。

旧袖師村（現静岡市清水区）は、埋立地へ立地した東亜燃料清水工場を中心として被害が発生した。

旧興津町（現静岡市清水区）では、中町に被害が集中した。興津中町は礫層の上に薄い砂層と埋立層が乗っている地盤で、周辺のボーリングデータによる表層5mまでの平均N値は12.8～31あり、軟弱地盤とはいえない。しかし、この薄い砂層と埋立層によるものなのか、被害が集中した。

旧興津町より東の地域では、旧蒲原町（現静岡市清水区）で住家全壊1戸、住家半壊11戸、旧吉原町（現富士市）で住家全壊2戸、住家半壊26戸が記録されているが、それ以外の町村では、旧下田町（現下田市）の津波被害を除けば、大きな被害は報告されていない。

表2-8 榛原郡南部で被害の大きかった町村（飯田没事、1977）

町村名(旧名)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
白羽村		42	69	12.1
川崎町	1	49	139	5.4
相良町		17	194	5.3

出典：『静岡県史』、元データは（飯田、1977）

表2-9 清水市・庵原郡の被害状況

市町村名(旧名)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
蒲原町		1	11	0.3
興津町	1	32	150	5.4
袖師村		71	148	11.4
清水市	19	840	1496	12.1

出典：『静岡県史』、元データは（飯田、1977）

6 天竜川流域以西の被害

天竜川流域以西の地域では、天竜川河口に近い地域、浜名湖沿岸地域の被害が大きかった（表2-10）。旧浜松市とその周辺の軍需工場の被害が大きかったことも特筆される。

天竜川流域は、太田川、菊川と違い厚い砂礫質の地盤で

ある。このため、太田川や菊川の流域と比べて被害が少ないが、河口に近い旧井通村（現磐田市豊田地区）、旧戸塚村、旧袖浦村、旧掛塚町（以上現磐田市竜洋地区）、などの左岸側の町村や、旧中の町村、旧河輪村、旧芳川村（いずれも現浜松市）などの右岸側の村で被害が大きかった。

浜名湖沿岸地域では、湖岸の埋立地などに被害が集中した。旧鷺津町、旧入出村（いずれも現湖西市）、村櫛村（現浜松市）などである。

旧浜松市でも、住家全壊228、住家半壊467、死者22人の被害を出している。1957（昭和32）年大庭正八は、戦災の被害と重なったため、町内別被害数は不明と報告しているが、中央気象

表2-10 天竜川左岸地域以西で被害の大きかった市町村（飯田、1977）

町村名(旧名)	死者(人)	住家全壊(軒)	住家半壊(軒)	被害率%
中ノ町村	2	97	800	48.7
十束村		53	79	29.4
河輪村		57	97	24.8
五島村	2	42	86	23.2
袖浦村	2	41	73	14.6
井通村		38	86	13.3
入出村		71	192	33.5
村櫛村	2	82	58	20.6
鷺津町	19	87	190	14.1
浜松市	22	228	467	1.4

台『昭和19年12月7日東南海大地震調査概報』本間正作ほかは、「旧市内の被害は池川町及び伊場町付近に集中して、ともに地盤がはなはだ悪いから、旧市内一般の被害は軽い」と報告している。池川、伊場ともにかつての湿地を埋め立てた土地であった。ことに池川では上・下池川町あわせて全壊15戸、半壊27戸、傾斜70戸と被害が集中した（『浜松市史』）。

浜松地方の軍需工場の被害が大きかったのは、平地を選ぶため埋立地などの軟弱な地盤に立地したこと、紡績工場を転用したものが多く、紡績工場に多い間仕切りを機械工場に転用する際撤去したものの、資材不足から十分に補強されていなかったことがあげられている。浜松市史資料・浜松警察署震災被害状況書類によれば、7日午後4時発の県警察部長宛第一報の中でも、管内の周辺村々を含め、一般家屋全半壊が95棟報告されているにあわせ、工場被害が20工場、59棟の全半壊が報告されている。軍需工場の倒壊の片付け・復旧には、軍隊も出動し、7日から11日まで5日間で、管内の10工場へ延べ2,702名の軍隊が動員されている（前記『浜松市史』資料）。鈴木織機高塚工場では、勤労働員中の誠心高等女学校の生徒3名が死亡した。なお、東海道本線の天竜川鉄橋の被災、鷲津～新所原間での路盤の被災については、前項2(3)を参照願いたい。

7 津波被害

津波は、飯田汲事「昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布」によれば、遠州灘沿岸や駿河湾内で1～2m、旧下田町で最大2.5mとされるが、被害は旧下田町以外では知られていない。中央气象台『昭和19年12月7日東南海大地震調査概報』井上宇胤の報告によれば、旧下田町では、稲生沢川右岸に2.1mの津波が来襲し、住家186棟、非住家22棟が浸水、80艘の船が破損、6艘が沈没したという。浸水したのは主に稲生沢川右岸の須崎町、長屋町、大工町などで、浸水深さは、70cm程度という。

1944（昭和19）年静岡県『震災の状況と応急対応』によれば、賀茂郡の床上浸水75軒、床下浸水350軒となっている。先の飯田汲事の報告や1986（昭和61）年静岡県地震対策課編『東南海地震の全体像』に報告されているように、下田港以西の伊豆半島諸港での津波被害はほとんどなかったと考えられるので、「震災の状況と応急対応」の賀茂郡の被害数はすべて旧下田町の被害と考えてよさそうである。数字の違いの大きさに戦争中の社会情勢の混乱が読める。

8 救済

地震発生直後、静岡県庁では直ちに、総務部、食糧部、資材部、復旧部、警備本部からなる非常対策本部を開設した。総務部は、情報の整理伝達、罹災者の救護・収容・扶助、食糧部は

食料品の調達配給、資材部は夜具衣類など罹災者の日用生活用品・復旧用物資などの調達配給、復旧部は応急建築物の工作、道路・橋梁・港湾・河川・水道の応急復旧などを分担した。警備本部は警察部であるが、午後3時25分には特別警備隊員を清水、堀之内、掛川、磐田、森町、浜松の各警察署へ派遣し、被害情報の収集、各種情報の発表統制、流言飛語の取り締まり、自動車の動員、経済かく乱の防止などの活動にあたらせた。

警防団の動員も行われ、静岡・吉原警察署から清水警察署へ2,800人、島田・金谷警察署から堀之内警察署へ1,200人、藤枝・島田・金谷・二俣警察署から磐田警察署へ1,500人の警防団が、各自2食分の食糧と復旧工作用具を携行して、派遣され、復旧作業に従事した。

軍からも清水・堀之内・掛川・森町・磐田・浜松各警察署管内に3～8日で、合計約3,200人が派遣されている。これとは別に太田川付近の鉄道復旧作業に1,500人が派遣されている。

県は、地震発生直後、被害が甚大と予想された地域に医療救護班を派遣する。静岡県庁救護班2班、日赤支部救護班6班、日本医療団救護班1班、警察所属救護班8班、計17班を、袋井町に8班、福田町に3班、清水市、地頭方村、平田村、今井村、磐田町、浜松市へ各1班を派遣した。これらの救護班は、7日のうちに指定地に到着、指定地及び周辺町村にて応急救護、死体検案などに従事。地元医師団による救護体制が整い次第引継ぎを行い、8日ないし9日には帰任した。

静岡県は、7日午後9時緊急非常対策会議を開き、罹災救助基金法を発動し、地方事務所長をして、市町村長の救助事務の指揮をとらせた。翌8日早朝、被災地に職員を派遣し、食糧営団、食料品配給統制機関、町内会などを動員して、炊き出し、食品給与などの応急救助の指揮を執らせた。清水・磐田・新居駅付近で立ち往生している東海道線の乗客約4,000人に対し、付近住民や工場などの協力により炊き出しを行い、旅館、公会堂、学校などに分宿させ、翌朝、自動車輸送、また一部は徒歩で目的地に向かわせた。

死亡者一人当たり弔慰金30円を13日に支給、軍人関係罹災者に対しては、軍人援護会などによる見舞金の贈呈、「生業資金・厚生資金の貸付、復旧整理作業に対する経費給与などを実施した。

罹災者に対し、米、味噌、醤油、漬物、梅干などの食糧、石鹼、マッチ、食器、鍋、釜、ローソク、地下足袋、軍手、作業着、障子紙、釘、針金、補強金物、トタン、セメント、ガラス、木材、薪炭などを配給した。

大蔵省・日銀は罹災地に対し、預貯金の期限前払い、国債貯金の便宜現金払い、産業応急資金融通、生計応急資金融通などの緊急措置を13日から1か月間実施することとしたが、県はこのうち国債貯金の便宜現金払いを12日から実施するよう要請し、実施された。

住宅の復旧にあたっては、極力新資材の使用を節減し、古材の活用を図ることが求められた。木材も既に配給制度であり、不足資材のみの配給であった。全壊家屋等については、さらに資材・労力の節約を図るため、各自各様の復旧でなく、戦時決戦型住宅とすることが決められたが、実際に設計が被災地に通知されたのは1月末であった。決戦型住宅は、決戦下における天災、空襲等により倒壊焼失した場合に直ちに建設できるよう、玄関、台所、押入等を節減し天

井を廃する等、最低限の住宅基準で、部屋数、家の規模などは家族数で決められている。防空的施策のため、平屋建て、雨戸や土壁を用いること、実用的防空壕などを設置することが望ましいとされた。一戸建て、長屋建て、商店、農業の4類型16種が、必要資材まで細かく定められていた。

援農対策としては、稲の脱穀調整及び麦蒔の促進を図るため、食糧増産隊の被災地域出身者や、被災地域の農学校生徒などを被災地に派遣した。

倒壊家屋の片付けと復旧工事のための労力確保については、警防団、青年団、翼賛会等の労力出動として勤労報国隊の形式を、鳶、大工などの技能者は緊急工作隊・工作挺身隊として、県下の非災害地域から動員した。県外にも労務応援を求めた。まず、神奈川県に応援を求め、大工15名、鳶5名、人夫5名、隊長1名からなる救援隊7個小隊を浜松市へ送り込んだ。同様な応援を関東地方行政協議会を通じて要請し、関東一円から工作挺身隊が送り込まれた。静岡県内は別として、ほとんど報道されていない北関東から救援工作隊が来たのは、このように当時の国家総動員体制が活用されたからである。



写真2-7 (株)遠州機械の工場の倒壊 ((株)エンショウ提供)



写真2-8 旧南御厨村 地割れ
(宮内良太郎氏撮影、静岡県中遠振興センター
『写真で見る東南海地震』)



写真2-9 旧山梨町上山梨上町通の惨状
(林令三氏撮影、静岡県中遠振興センター
『写真で見る東南海地震』)



写真2-10 東海道本線 旧田原村駒洗橋での
脱線転覆 (JR東海静岡支社提供)

第4節 長野県諏訪市の被害 ～市民が発掘した震災の実相～

1 報道管制下の激震

長野県諏訪市は、東南海地震の震源域から200km以上離れていたにもかかわらず、多くの建物が全半壊するなどの被害を生じた。まさに“飛び地的”な災害であった。諏訪湖の沿岸に発達している諏訪市は、地盤が軟弱なため、震度6に相当する揺れに見舞われたと考えられる。

太古の諏訪湖は、現在の約2倍の面積を占めていたといわれる。しかし長い間に、周辺山地から河川によって運ばれてきた堆積物に埋積されて、南東側のほぼ半分が陸化し、さらには人工的な埋め立ても進んで、そこに都市が発展してきたのである。

東南海地震の当時、諏訪湖の沿岸には、東洋バルヴをはじめとする多くの軍需工場が立ち並び、軍需品の生産が盛んであった。

地震の当日、諏訪市全域では、敵機の襲来に備えて防空訓練が実施されていた。

午後1時35分過ぎ、激しい山鳴りとともに大きな揺れが諏訪盆地に襲いかかってきた。「空襲だ！」という叫び声が各所で上がった。激震によって、工場や民家が各所で倒壊し、地下水が数mの高さにまで噴き上がったという。

諏訪湖の沿岸を中心に大災害となったにもかかわらず、軍や警察による報道管制は厳しく、市民は被害の実態を知らされることはなかった。この日、諏訪警察署長は、市民に対して概略で次のような布告を発表している。「本日午後一時四十分頃、諏訪市を中心とする地震発生。市内に大きな損害がでたが、郡民は流言に惑はされず、復旧と生産に励め」。

警察署長が、この布告の中で“諏訪市を中心とする地震”と発表したのは、市民に諏訪の局部的地震と思いきませ、中京地方の大震災について知る機会を与えない意図があったからとも考えられる。そのため諏訪の市民は、戦後の長い間、この地震を“諏訪地震”と呼んでいて、諏訪市の周辺を震源とする内陸の地震と理解していた。

それを掘り起こして、通称“諏訪地震”が“東南海地震”によるものだったことを明らかにしたのは、震災当時、東洋バルヴの労務課長をしていた宮坂五郎であった。

2 「東南海地震体験者の会」の活動

東南海地震から38年が過ぎた1982（昭和57）年、宮坂は一つの文章に出会う。それは、かつて小学校の同級生だった北原まさるが、同級会誌『遙かなる途』に載せた「空襲と地震の生き地獄」という手記であった。北原は、1944（昭和19）年には名古屋市に在住していて、12月7

日の東南海地震に遭遇しており、そのときの悲惨な状況と体験を同級会誌に載せたのである。

名古屋と諏訪で同時に起きた大地震に、強い衝撃を受けた宮坂は、気象庁や諏訪測候所、名古屋市役所などに取材した結果、諏訪を襲った地震が、実は東南海地震だったという確信をもつに至った。

1984（昭和59）年9月14日、長野県西部地震（マグニチュード6.8）が発生、諏訪も震度4の揺れに見舞われた。この地震では、御嶽山が大崩壊するなど、長野県王滝村を中心に大規模な土砂災害が発生した。この長野県西部地震が契機となって、宮坂は、改めて東南海地震による諏訪の被害の復元に着手したのである。

彼はまず、当時の新聞を調べた。地震の翌日にあたる12月8日の「信濃毎日新聞」朝刊の一面トップには、昭和天皇の写真が掲げられ、威勢のよい戦争記事が紙面を埋めていた。あたかもこの日は、3年前の1941（昭和16）年、日本が米英に対して宣戦を布告し、開戦の詔書を戴いた「大詔奉戴日」であった。

地震の記事はどこにあるかと探すと、ようやく社会面の下段に、「県に強度の地震／諏訪地方等に倒壊家屋」とあり、「諏訪湖畔では、家屋のガラスが悉く破れ人家も倒壊したが、死傷者はない見込み。なほこのほか県下では北沢工業、日本電子、東洋△△各工場建物、また、日本無線△△工場事務所が倒壊したが、直ちに復旧工事に取りかかった」と書かれていた。伏せ字になっているところは、当時の軍事機密法による防諜上の措置だったと考えられる。

宮坂は諏訪市役所をたずねたが、終戦後、市に保管してあった地震関係の書類はすべて焼却処分されていて、被害の記録は全く残っていなかった。しかし彼は、「たとえ市役所に記録がなくても、地震は今も人びとの記憶のなかに生きつづけている」と覚り、それを掘り起こして記録すれば、震災の真相を明らかにすることができる、聞き取り調査を始めたのである。その調査の過程で、宮坂は元市会議員の飯田悦司と出会う。宮坂の意図に共鳴した飯田は、調査に全面的に協力することになった。

1984年11月、宮坂と飯田が中心となって、有志10人による「東南海地震体験者の会」が組織された。その積極的な活動によって、翌年までに約350人の生々しい体験談が、手記や聞き書きのかたちで集積されたのである。その中から、地震発生時の模様を記した部分を、抜き書きで紹介しよう（一部筆者が編集）。

[東洋バルヴ工場での体験者]

「ぐらぐらと大きな揺れが起きた。医務室の方向に並んでいた4つの旧工場がきしみだし、天窗がはじけて飛ぶ音がする。工場の外に張り巡らされている高圧線が大きく波打ち、今にも切れんばかりである。守衛所に並行している道路に裂け目が走る。その道路から50mぐらい南側の瓦ぶきの時計式信管工場2棟が倒壊して砂塵が空に舞い上がった。」（28歳・男性）

「広場の方へ行こうとするが、船の甲板に立っているようで動けません。ようやく揺れも少し治まり、歩けるようになったので、近くの正門に近寄ってみると、突然道路が音もなく地割れを起こし、その向こうの新しく建った第8工場がメリメリ音を立てて倒れ、続いて第7

工場も倒れました。水道管は破裂して水を噴き出し、電線は切れてブラブラ揺れており、あまりのことにもう悲しくて涙が頬を流れました。」(18歳・女性)

「その日午後から防空演習の態勢に入っていた。空襲の号令がかかり、親指で耳をふさぎ、手の平で目を押さえて、職場の横の床にぴったり伏せた。そのときだった。おなかの下がぐらぐら揺れだした。変だなと思っているうちに揺れがひどくなって、そっと窓から空を見ると電線が大きく揺れていた。“地震だ”という声にみんな立ち上がる。次の瞬間、窓ガラスが割れて落ちてきた。“キャー”という悲鳴があがり、みんななだれるように出口に逃げ出した。しかし、2歩進んでは1歩戻され、機械にぶつかり混乱するばかり。そのうちコンクリートの床が、スーと割れた。」(23歳・女性)

[城南国民学校での体験者]

「初めはそんな大きな地震ではないと思っていると、だんだん大きく揺れだした。先生がいらっしゃって“早く出ろ”とおっしゃった。僕は体が転げそうになるのを支えながら、やっと廊下に出た。汽車に揺られているより強い揺れ方だった。コンクリートの壁が“どだん、だったん”と物凄い音を立てて下に落ちた。柱が“ぎーこん、ぎーこん”と薄気味悪い音を立てていた。校舎から外へ出ると、地割れがしてそこへ水がたまっていた。」(6年生・男子)

「突如足下がぐらぐらと揺れ動いたと同時に強い地震に襲われた。すぐ児童たちを机の下に入らせた。2クラス約110名を廊下に出したが、また揺れてきたので、“止まれ”の号令で折敷で止まらせた。外を見ると、校庭のあちこちから地下水が数メートルの高さにピューピューと噴き上げていた。東洋バルヴの工場の屋根がファーと舞い上がったと思った次の瞬間、ペシャッと潰れた。さらに強い揺れがきた。その瞬間、階段上の梁がはずれ、20~30cmくらい厚いしっくい固めた重い壁が、そっくり抜けてドスンと落ちてきた。あのまま進めば大惨事になったはずと思うとゾーッとした。」(28歳・6年生担任男性教諭)

このほかにも、全半壊した家屋の状況や、家屋内部の惨状、道路での地震体験など、震災時の模様を彷彿とさせる記録が残されている。これらの証言集は、時とともに風化していくはずの震災体験を、後世に伝える貴重な資料となったのである。

1985(昭和60)年には、中央気象台の『昭和十九年十二月七日東南海大地震調査概報』(1945(昭和20)年2月20日発行)の写しが、宮坂らの手に入った。表紙には“極秘”の印が押されている。この概報の中で、諏訪市は“異常震域”として扱われていた。

宮坂の要請に応じて、松本測候所からは当時の『気象要覧』が送られてきた。そこに収められている東南海地震の観測表によれば、諏訪の震度は6と記載されていた。

こうして、地震の震源域から遠く離れているにもかかわらず、烈震に見舞われた諏訪市の状況が、市民の手によって明らかにされてきた。それは、かつての湖の跡である軟弱地盤の上に発達してきた都市の宿命的な環境を浮きぼりにしたのである。

3 常時微動調査

1985（昭和60）年9月19日、南米でメキシコ地震（マグニチュード8.1）が発生した。この地震は、メキシコ南西沖の海底を震源として発生した海溝型巨大地震であったが、震源から約350kmも離れた首都メキシコシティで大災害となり、約9,500人の死者が出た。メキシコシティは、その大部分が昔の大きな湖を埋め立てて発展した都市である。そのため、軟弱地盤の上に建つ多数の建物が、長周期の地震動と共振して、倒壊あるいは崩壊したのである。

諏訪市とメキシコシティは、ともに湖の跡の埋積地という地盤環境の上に発達してきた都市であり、1944（昭和19）年東南海地震のとき、震源から遠く離れた諏訪が大揺れに見舞われた点も、メキシコ地震におけるメキシコシティの場合と共通性がある。メキシコ地震取材してきた筆者（伊藤和明）は、当時宮坂に「諏訪はミニメキシコですよ」と言った記憶がある。

諏訪の地盤特性を科学的に解明すべきだと気づいた宮坂と飯田は、信州大学の島垣教授に依頼して、常時微動調査を実施してもらうことにした。このとき、調査にかかる多額の費用を負担したのは、地元の有力者伊藤洋三であった。元県議で、諏訪市農協の組合長をしていた伊藤は、飯田とはじっこの仲であり、飯田の説く地盤調査の必要性とその熱意に感じて資金を提供したのである。

島教授らによる常時微動調査は、1986（昭和61）年の初頭に行われた。その結果、岩盤上の山の手地区では、周期約0.5秒の小刻みな揺れであったのにひきかえ、諏訪湖畔の地区では、周期約0.9秒と長く、軟弱な堆積物が厚く堆積している地盤特性が明らかになった。

この調査結果は行政を動かし、諏訪市も1987（昭和62）年度から調査費を予算に計上、信州大学に委託して、市内全域にわたる常時微動が把握されることになった。こうして、将来の地震防災対策を進める上での第一歩が印されることになったのである。

4 被害の全貌が明らかに

1994（平成6）年、「東南海地震体験者の会」は、350人にのぼる市民の証言集と調査の成果を取りまとめた『東南海大地震記録集』を出版した。それによれば、諏訪での被害は、全壊が21（工場事業所8、民家13）、半壊82（工場事業所7、民家73、学校・寺院2）となっている。

人的被害としては、幼児1名が壁の落下によって死亡している。倒壊した工場では、従業員や勤労働員の学徒数十名が下敷きになったが、いずれも軽傷で済んでいる。これは、平素の防空訓練の際、速やかに難を避ける行動が身につけていたためと考えられる。

冬期であるにもかかわらず、火災は数件のボヤを除いて発生しなかった。これも、当時の防空訓練が、防火活動を中心に行われていたための成果と推測されている。

このようにして、1944（昭和19）年東南海地震による諏訪市の被災状況が明らかになるにつれ、切迫性が指摘されている“東海地震”への危機感が、市民の間で募りはじめた。市民有志が掘り起こした震災の現実を踏まえ、また一方では、強震動予測など科学的な調査も進められた結果、2002（平成14）年に東海地震に備えるための「地震防災対策強化地域」が見直された際、諏訪市をはじめとする周辺6市町村は、新たに防災対策強化地域に指定されたのである。

東南海地震から58年を経た2002年12月、『東南海地震烈震の地』と銘打った石碑が、諏訪市役所の敷地内に建立された。碑文の中央には“備えあれば憂えなし”と、大書されている。